

第十六回 参議院厚生委員会議録第二十九号

昭和二十八年八月六日(木曜日)午前十時十六分開会

出席者は左の通り。

委員長

理事

委員

堂森 芳夫君

聖通君

大谷 常岡 一郎君

藤原 道子君

柳原 高野 中山 西岡 横山 林 湯山 山下 有馬 青柳

豪彦君 ハル君 フク君 了君 勇君 義信君 英二君 一郎君

亨君

勝次君

安田 久下 多田 仁巳君

巖君

草間 弘司君

直藏君

衆議院議員

政府委員

厚生省社会局長
厚生省保険局長
事務局側

会専門員
常任委員
会専門員

和田 勝美君

鷹谷 直藏君

説明員

労働省労働基
準局監督課長
失業対策課長

和田 勝美君

鷹谷 直藏君

○日雇労働者健康保険法案(内閣提出、衆議院送付)

本日の会議に付した事件

○日雇労働者健康保険法案(内閣提出、衆議院提

申したのですが、私は受給要件が苛酷ではないか、全二ヵ月間に通算して二十八日分以上の保険料の納付というこの要件というものは苛酷ではないかといふこととの質疑をいたして、その途

中であつたのであります。これは政

府もこの資格要件については必ずしもこれで十分でないと考へていられるよ

うでありますから、この点は暫らくそ

こまでにいたしておきまして、私は本

日伺いたいと思うのは、国保との関係ですね、国保との関係をどう考えてい

られるか、つまり言い換えると局長の御説明では国保の布かれている地域においては、この日雇保険に入ることを

必ずしも強制しない、任意にさせてあ

るのですが、国保との関係を一体どう

いうふうに考へておのかということを承わりたい。大だいなことを言う

うですが、一体この日雇労働者にと

りますと、国保に入るほうが利益な

か、この日雇保険に入るほうが利益な

か、或いは全く同等なのか、政府はどう考へておるか、どういう質問をす

るのです。

○社会福祉事業振興会法案(衆議院提出)

○政府委員(久下勝次君) 国保に入る

ことと、日雇健康保険に入りますこと

との利害得失につきましては、実は一概に申上げかねるのござります。

申しますのは、国民健康保険は、各保

険者毎に給付の内容に差がございまし

て、従つて単純に比較するわけには参

るのであります。一般的に申上げましまして、御質疑を願います。

○山下義信君 昨日質疑の途中でありましたのですが、私は受給要件が苛酷

ではないか、全二ヵ月間に通算して二

十八日分以上の保険料の納付というこ

とに二分の一の自己負担がござります。

この点はむしろその点だけで比較すれ

ば、この保険のほうが利益にならうかと思ひます。併しながら又半面におきまして、この保険では申上げましたよ

うに給付制限がござります。これは国

保には給付制限があるところとないと

ころがありますので、一概には比較

できませんけれども、給付制限の面で

は場合によると国保にないほうがい

ります。

○山下義信君 それでは私の間に對

して結局要領を得ない。私は国保とこ

とはその個々の場合によつて被保険者

に二分の一の自己負担がござります。

○山下義信君 それで私はこの間に對

して結局要領を得ない。私は国保とこ

とはその個々の場合によつて被保険者

に二分の一の自己負担がござります。

○山下義信君 それでは私の間に對

して結局要領を得ない。私は国保とこ

とはその個々の場合によつて被保険者

に二分の一の自己負担がござります。

申しまして無理ではないだろうかといふことを考へたのでござります。そこで今國保の問題のお尋ねでございますが、私どもの考へました点は、或いはお答えにならんかも知れませんが、結局は個々の國保の実情によりまして給付の内容、保険料等に差がござりますので、一概にそのことが書けませんものですから、被保険者の判断、並びにそれは当然承認の制度になつておりますので、承認を与えます際にもよく一つ公平に実情を説明をしたりいたしまして、なお國民健康保険のほうに被保険者として統けたいというような希望のあります人はここで除けるようにした。もつばら被保険者の立場を考え、その利害得失を考慮いたしまして、どういう規定を設けたのでございます。

にかかるようすに当局でも希望しておるのじやなかろうかといふことを言う者もなきにしもあらずですから、将来この適用除外につきましては考えなきやならん。それから又国保との日雇保険との利益というよくなことにつきまして、この段階においては被保険者の考え方には任すといいましても、これはが迷わないよういろいろ私は指導の上にも考慮の必要があるのじやないかと思ひますが、局長の御所見如何でしょうか。

○政府委員(久下勝次君) この点はおつしやる通りでございまして、私どもは具体的にはいろいろな事例を考えまして、被保険者の指導に遺憾なきを期するよういたしたいと考えております。

○山下義信君 次は生活保護法における医療扶助の関係とこの日雇保険との関係ですね。言い換えますといふと、この日雇保険を施行されることによつて、従来医療扶助を受けておりましたものは一休どうなるかといふことですね。それがその當人にとつての利害がどうなるか。どりもなおさず一方は保険料を納めることになつて、そろして而も給付の期間が三ヶ月に限られる、片一方の医療扶助ならばそういう契約も受けないで保険料も要らない。そういう対象者が日雇労働者においては非常に多いことは自他周知なんです。政府の提出された資料を見ても、殆んど四割近いものはこの医療扶助を受けておる。そういうものが非常に不利益な状態に置かれることになりはしませんか。そういうことに対してもういう措置が考へられているかといふことなんですね。

○政府委員(久下勝次君) お話をよろしくお聞かせ下さいまして、日雇労働者が自身の医療扶助を受けた場合に、生活保護法の医療扶助を受けておつたのであります。これは東京ではこの制度を作ります場合の根本的な問題でございまして、日雇労働者からも、私どものほうに対し、從来非常に長い間に亘つて生活保護の制度というのはあるけれども、やはり我々としては社会保険制度を我々のために作つてもらいたい、そうしてみずから保険料によつて相互扶助の精神で医療を受けるようにしたいという要望が作つてあつたのでござります。私どもとしてはその要望に応えましてこの制度を作りましたのでござりまするが、その意味におきましては生活保護法に比較して不利益とかいうような意味のことは実は考えませんので、そちら、その意味におきましては生活保護法に比較して不利益とかといふような制度を作りましたのに特つて行くほうがいいといふした要望もありますし、又確かに自力で保険料を納める、その結果保険の制度で医療の給付を受けるといふことをいたしますと、生活保護法で從来やつておつたものがこの制度に移つて来るものはなかろうと思ひます。いずれにいたしましても、考え方としてはさういう考え方でござりまするので、一部の日雇労働者は、我々は依然として保険料の要らない生活保護による医療扶助を受けたほうがいいことと言われている人も最近私耳にいたしておりますが、全体としての多數の意見は、やはりみずから保険料によって医療を受けるような制度を望んでいらっしゃるという理解をしておるものでござります。

○山下義信君 あれは、局長の前段で御答弁は私も同感です。が、医療扶助を受けるよりはこういう保険制度を見て、みずからの方によつてみずからの方の自己を保障して行こうという、こゝの制度を要望するということは、日本関係者の方がそういう要望で、本案の生まれ出するに至つた理由、又そろるべきであるといふことは私は同感です。併し要望はこういうものを要望したのじやないのです。ですから、雇労者の健康保険というものがある。その保険によつて医療扶助を受けなくとも、自分たちの力によつてやうじやないか、それによつてこういうふうにするのだといふことになれば、医療扶助とこちらと代つても、肩替りをしても保険料の負担だけだといふとならば聞こえておるのです。ところが療養の給付の内容が医療扶助より劣つておつたのでは、保険料を取つたところは誠にざるいやう方で、金のかかる医療扶助はやめてしまつて、そうちで労働者の料金で国がなすべき医療扶助を肩替りさせようという、非常に狡猾な、ずるい考え方と言われても弁解があるまいかと思われる。で、そういう医療扶助を受けなければならんといふ医療世帯でない限りは少くとも要保護世帯なんです。生活困窮者が対象なんですか。そういうような非常に生活困窮の階層ですかね。被保険者になつた……、今のような医療扶助

すべてこの被保険者になつた者は生活を受けなければならんような対象は、この被保険者になつておつても医療扶助をしてやりますか。全部打切つてしまますか。

○政府委員(久下勝次君) 本法が成立いたしました場合の被保険者が全面的に医療扶助を打切られるということにはならないと思つております。併しながら本法が適用されて本法による医療の給付が受けられまする限りにおいては、生活保護法の医療扶助を与える事由がないということで、そのほうは行われないということになるだけでありまして、確かにお話をのように給付の制限がござりますので、給付の制限なり或いは受給要件が規定されておりますから、受給要件に満たない者、給付の制限を超えておるような場合には、その人の生活状態によつて再び医療扶助の問題となる、こういふふうに考えておるのであります。

○山下義信君 この保険で療養をしてもらつて、そうして期間が切れたり或いは又この給付の状態では十分でないといつたようなそれ以上の医療扶助の必要のある場合には、これは当然医療扶助に引継ぐでしようね。或いは又この上にこの給付で不十分な者への、その上に加えるべき医療扶助は当然あるでしよう。そういうふうな引継ぎといいましょうか、繋いで行く繋ぎの連絡といふようなものは円滑に行くようになつておりますが。

○政府委員(久下勝次君) その点につきましてはまだ細部の点まで社会局の生活保護の方面と打合せができるておりませんけれども、私どもの考え方として

は、おつしやるようなやうにその間問題なく生活保護のほうに原則として受けられるようになります。具体的にどういふと思つております。具体的にどういふらうにその辺の連絡をするかといふことは、むしろ本省の問題よりも出先の問題になると思つておりますので、その辺のやり方につきましては、更に担当の局と連絡をして御越旨のようにいたすあります。

上されておるわけでござります。そういう場合におきまして、他の保険とは違いました若干の項目につきまして、特別な予算が取れてはおるのでござります。勿論私どもとしては、厚生省の方としてもしてはこれを以て満足しておるものではございません。今後逐次この制度の内容の充実のために努力をする所存でござります。

大体お話をのようなふうに考えておりまして、私どもいたしましては、将来はこれで決して厚生省としては満足しておりますものではございません。私どもはこの制度をあえて御提案申上げておられますので、提案申上げておりますの趣旨は、ともかくも制度が出発しておりますというふうによつて将来これが完全なものになつて行く基礎になり得ると考へまして、提案いたしました次第であります。が、そういう気持は今日もなおお繋げております。少くとも来年の予算にはできるだけのことをして、給付の内容の向上を図るというふうに決心をいたしておるような次第でござります。

審議会、社会保険医療協議会、社会保険審査官及び社会保険審査会の設置に関する法律がございまして、その第一章の三条の規定がござります。先づ最初に「政府の管掌する健康保険並びに船員保険及び厚生年金保険の被保険者の利益を代表する委員」が各保険毎に三名、合計九名でござります。それから第二は同じよう各三保険につきまして、「事業主及び船舶所有者の利益を代表する委員」が九名であります。これも各保険毎に三名の構成になつておられます。最後に「公益を代表する委員」が九名になつております。これも原則的には各保険を担当するよなな組織にはなつておりますが、一口に公益代表になつております。なおこれにつきましては同条第二項に規定がございまして、公益を代表する委員九名の中には「医療関係の経験者を含むものとする」ことになります。こうしたことになつておりますが、この中に九名の中に医療関係者が入つて頂いております。

○林了君 只今保険局長の御答弁の中では、医療関係者を含むということでありますけれども、この中に、医師及び歯科医師及び薬剤師のかたが何名どちられるか、ちょっと伺いたいと思うのですが。

○政府委員(久下勝次君) 現在は九名のうちの三分の一が医療関係者でございまして……失礼しました、四名が医療関係者でござります。医師が二名、歯科医師が一名、薬剤師が一名。

○林了君 歯科医師が一名入つておりますか。

○政府委員(久下勝次君) 大変失礼をいたしました。私申上げましたのは医療協議会のことと取り違えて申上げま

したので、前言は取り消さして頂きました。お話をようは歯科医師は入つてません。現在名簿が手許にございませんので、正確に申上げかねますが、医療関係者が社会保険審議会のほうは非常に少うございまして、たしか医師が一名であつたかと思います。

○林了君 只今局長の御答弁で医師が一名だということでありました。この日雇労務者関係の保険の問題ばかりではなく、社会保険審議会というものは、政府の管掌する健康保険なり、船員保険、厚生年金の運用に関するいろいろ、厚生大臣の諮問機関になつておりますのであります。この日雇労務者の問題に関しましても、あらかじめこの社会保険審議会に諮問をするというふうな大事なこの法律をきめる前に、医療関係者、医療担当者の儀か医師代表として「名しか入つていない。そのようないふたつの組織における審議会に諮問されて果して正しい結論が出るかどうか」ということを私はこれについて厚生省はどういうふうにお考えになつておりますか。或いは将来これに対してもどういうふうなお考え方を以て社会保険審議会といふものをやつて行かなければならぬいかといたることについての御所感を一つ伺いたいと思います。

○政府委員(久下勝次君) お話を点は御尤もな点がござります。私ども実は從来の考え方方は社会保険の医療に関する事項につきましては、別に社会保険協議会といふものが中央、地方に置かれております。医療問題は主としてそのほうで御審議を頂けるという考え方の下に、それから又社会保険審議会のほうは法律的な問題が多いものでござりますから、さような点を考えて、今

まではさようかに扱つておつたのですが、併しこれはお話を承りまする御尤もござりまするので、将来的問題として御趣旨に副うように検討いたしたいと思つております。ただ預在ですにさような關係で委員が任命され、それも任期を持つておりますので、任期の参りました際にできるだけ御趣旨に副うようになる様に検討いたすつもりでござります。

○林了君 只今の御答弁によりますると社会保険審議会の機構については不備な点をお認めになりましたので、将来これについては改正をする御意思があるというふうに私は受取りましたのが、さよう心得てよろしくございますか。

○政府委員(久下勝次君) そういう線で研究をするといふふうに御了承願いたいと思います。今直ちに私一存で存じますので、上司にも相談いたさなければなりません。私としては御趣旨に副うような線で考へるつもりでござります。

○林了君 只今の御回答で局長としては趣旨に副うよう努力をするといふお答えでありましたので、一応この問題はさように厚生省のほうでお取計い頂きましたて、将来改正をして頂きたいというふうと更にお願いをする次第であります。

次に給付のところでありまするが、第十条の第三号に歯科医師は「補てつを除く」ということがございますが、これはどういうわけでこういうふうになさいましたか、それを一つお伺いいたします。

○政府委員(久下勝次君) 他の委員のかたからも指摘がございましたよ

うに、この制度はこの法案の考え方で
参りますると全般的に給付が不十分に
ならざるを得ないのでござります。そ
こで少くとも最小限度の医療が行われ
る限度より期待ができませんのであり
ますから、そこで歯科につきましては
「補つてを除く」というやうにいたさ
ざるを得なかつたのであります。

○林了君　この第一条を御質頂きます
ると、第一条には、日雇労務者の生活
の安定を図るためにこの法律を作るん
だとこう書いてあります。で我々歯科
領域におきましてはこの補つてとそれ
から保存とという専門語がござります
が、補つてといふのは義歯だとか、或
いはクラウンと言いますが、金冠なり
或いは代用金属でかぶせたり、或いは
そういうことをするのが補つてといふ
ことになつております。これは現在國
民保険制度でも国民保険の経済が赤字
だということから、これはとり上げて
ある地区ととり上げてない組合とがあ
るのであります。で、この大きなファ
クターをなす補つての点を除いて一体
日雇労務者の生活安定に資することが
できるかどうか。特に労働者の私は労
働力拡充とすることは食物を強く噛み
しめ、そうしてこれを体内に吸収する
ことにあるという最も大事な点がここ
に除かれておる点に関しては私はいさ
かか法の立法精神に疑問を持つのであ
りますが、これについて厚生省の御所
感を伺いたいと思うのであります。

○政府委員(久下勝次君)　第一条との
関係におきましては確かにお話をよう
なことが出て来るかと思ひますが、た
だ第一条は「生活の安定に寄与する」
というよくな表現になつておるのでご
ざいます。私どもとしてはこの第一条

の目的に翻うようにできるだけ給付の内容をよくするところに努力をいたしましたつあります。ただ何分にも他の委員のかたゞの御質問に再三お答え申上げておりまするよう財源の問題の解決ができませんものでございましたので、こういうような給付の制限をいたさざるを得なかつた次第でございます。併しながら補てつを除いても今おつしやるような保存のものが全面的にやられまするので、そういう意味ではやはりこの制度は幾分でも生活の安定に寄与することになる、とういうふうに解釈をしておるものでござります。

どうしたことか正しいと思つておるものはございません。これは入れたんはやま／＼でござりますけれども、先ほど申し上げましたように結局これは根柢的には財政と言いますか、との保險と經濟の上からそこまで、歯科の補つて給付をするということはできませんのでござります。止むを得ざる處置として除外をいたしたのでござります。

○林了君　只今の御答弁では保険経費の財政の面が許されないからこういふことをしたとおつしやいましたが、それはさよう心得てよろしくござりますね。

○政府委員(久下勝次君)　そうどうとうに御了解を願つてよろしいと思ひます。

○林了君　歯科の医療が従来ややもするとこの問題が国民一般の間でも、如何にも私のこれは専門的立場から申上げましてもおろそかにされていたような気がいたしますので、こういう店が特に日雇労務者のような、まあその日の賃金によつてやつて行かなければならんというかたゞに対する私は、少くとも私はこの費用のかかる補てつの面は、經濟という問題を何とかしてお考えになつて与えてやることこそが日雇労務者に対する保険の制度がない意義になつて来るのじやないかと私は考えておるのであります。現在の健康保険制度の中にもいろいろと歯科の関連にいたしましては疑義が相当にござりまするし、これは又他の機会申上げたいと思いますが、こういう点に対してどういふふうにお考えになつておられるのであると思ひますが、これ

ておるが、これを一つ伺いたいと思
ます。

○政府委員(久下勝次君) 私どもと
たしましては先ほど山下先生の御質
にもお答え申上げた中に私は含めた
もりでござりますが、こういうよう
給付制限をしますことは決してこの
度の、私どもの少くとも本意ではな
のでござります。私どもとしては将
を期してこういう給付制限をなくす
よう努めをする所存であるといふ
と申上げたのであります。その点
この今御質問の点にもそのまま當て
めて考えておるものでござります。(二
科の治療の特殊性ということにつき
しても私どもも及ばずながら認識は
たしておりますつもりでござります。
○林了君 時間も……その他審議事
項もたくさんございますから、私は
応これで打切りたいと思いますが、不
改めましてこれに関連して時間があ
ましたら質問さして頂きたいと、こ
思ひまして、一応これで打切りたいと
思ふます。

○委員長(堂森芳夫君) 速記を始めて
下さい。

○委員長(堂森芳夫君) 速記を始め
をやめて下さる。

〔速記中止〕

○委員長(堂森芳夫君) 速記を始め
下さい。

暫時休憩いたします。

午前十一時五十九分休憩

午後一時五分開会

化その他によりまして、相当多量の整理が行われる。更に又官厅方面におきましても、同様に行政機構の整備その他によつて、かなり整理が行われるのではないかと、いふような気配があるわけですが、現に労働等におきましては、今回の設備の改善によつて三万乃至七万の失業者が出来るといふことを申しておるわけです。で、労働大臣はこれに対して、そういうふうにして出た失業者は、今回政府が企図しているところの大きい土木事業、つまり道路建設とか、そういうふうなことを申しておられます。そういうところへ収容するから、労務の失業者といふものは余り出ないだらうといふようなことを申しておられます。そういうふうなことを端的に尋ねするのではないくて、それと関連して、この日雇健康保険の問題をお尋ねしたいわけなんですが、今のような措置が取られました場合には、当然この健康保険の給付対象の人員が減つて参りまして、そういう事業に従事する人は、多くは日雇のかたであると思うのです。そこでこの日雇の健康保険の対象者が非常に増加して来るということが考えられると思うわけです。ところがその場合に、日雇健康保険と一般の健康保険との給付内容、条件が同じであれば、これは大して問題にならないと思うのですけれども、これだけ多数の人が、配置転換というよりも、むしろ失業して転業したことになりますと、むしろこのことは、仮りに政府が考へている、そういう配置転換をすることと自体を非常に困難にするのではないか。又このようない

白雇健康保険が、先ほどから出ておりましたように不完全なものが出来れば、これに対する労働者の抵抗があると思います。つまり不利な健康保険に加入させられるということが、この政府の企図しておる合理化をも阻止する。よく言うと、ころの、労働組合の争議と、もうものは政治闘争であつてはならぬ行することを困難にし、そして政府が更に又昨日スト規制法が通りましたけれども、こういふのも更に実際に実行することを困難にし、そのような法案が出ることによつて、むしろ政治闘争を誘発するというような懸念が多分にあるのではないかといふことを思うわけですが、これについて労働省ではどのよう考へておられるか、御説明を願いたいと思います。

○説明員(藤谷直蔵君) 御質問のストップ
規制法が成立したことによつて労働組合の動きも政治闘争の方向に追いやられるのではないかといふ御質問でござりますが、これにつきましては私職業安定局の一課長でありまして、その問題につきましては所管局のほうから答弁を願つたほうが結構かと存じまして、私からは答弁を差控えたいと思ひます。

○湯山勇君 お尋ねいたしますが、健康保険におきましても或いは日雇にいたしましても旅館とかそのほかのサービス業、それから興行ですね、映画とか演劇とか、そういう興閑関係が常に除外されておるわけです。で、厚生省

う考え方を持つておるわけでありります。憲法の二十七条にござります労働条件を法律によつて定めるということでも、個々の企業における賃金を具体的にきめなければならぬ、そういう立場に立つておるわけでござります。
○湯山勇君 そこで勿論その最初賃金ではないんすけれども、賃金といふものを相互の間で、使用者と被使用者との間できめるということはしなくてよろしいわけでしよう。
○説明員(和田勝美君) 私どものほうでは確かに旅館、興行それから料理では

か、それをじよごと講じてみたらしいと思います。質問で、旅館、料理店等において客より受けるチップのみで生活している女中、仲居等に対しても本邦の適用があるかとの間に對しまして、私どものほうで、労働の対象として一定の営業設備の使用が認められておればこれも又賃金である、その評価額については労働協約による、こう言つておりますのは、一定の営業設備が使用されることが、それが間接的には賃金をきめていくことになるという考え方をとっているわけでござります。まあ使用料に対する、一つの賃金に突つて、使用料といふ形がいわゆる賃金であることをどういいわけですか。

○政府委員(久下勝次君) 日雇の対象にされるようなかたへが対象になるかどうかという問題は、これはこの法案が規定しております日雇労働者の定義に嵌つてあるかどうかということになると思うのです。前にも御説明の際に申上げましたように、この法律の対象としております日雇労働者の定義は、健康保険法の適用を除外されておりきとする者をそつくりそれが対象としてとっているわけでありまして、一口に申しますれば、日々雇い入れられる者、或いは臨時的、季節的な仕事に従事する者などというような者を対象としているわけでありまして、今御引例のサービス業に従事している者が雇入れの形式により、日々雇入れられる者ということであれば、或いは二ヵ月以内の期間を定めて

○説明員（誠谷直藏君）　只今の御質問がございました炭坑等を中心とするところに於ける労働問題の現状と、その原因、問題の発生する原因等を述べて置きたいと思います。

白雇健康保険が、先ほどから出ておりましたように不完全なものが出来れば、これに対する労働者の抵抗があると思ふのです。つまり不利な健康保険に加入させられるということだが、この政府の企図しておる合理化をも阻止する。更に又昨日スト規制法が通りましたけれども、こういうのも更に実際に実行することを困難にし、そして政府がよく言つたところの、労働組合の争議といふものは政治闘争であつてはならぬといつてゐながら、このような法案が出来ることによつて、むしろ政治闘争を誘発するというような懸念が多分にあるのではないかと、いふことを思うわけでですが、これについて労働省ではどのようと考えておられるか、御説明を願ひたいと思います。

○湯山勇君 私は厚生省の見解を尋ねておるのではなくて、このような賃金問題が実施された場合には、あなたがおつしやつたように配置転換も困難になつて来るし、更に又そのことが政治闘争はいけないとされか或いはスト規制といったようなことをやつしていますけれども、そういううようなことを困難にするし、むしろ政治闘争を誘発する要素になるのではないかということを労働省としてどう思ふのかということをお尋ねしておるので、労働省の御見解が明らかになつて、そういう状態ならば今度は厚生省のほうではどうだというような質問は別にいたしませんから、労働省としての見解を

のほうでお尋ねいたしますと、そういう職種は結局賃金が確定していくべきサービス、チップなどで生活していくから、こういう人たちの賃金算定ができない、そういうところから保険対象になりにくいくんだというお話をあつたわけです。ところが明らかに憲法第二十七条规定によりまして賃金については法律で認めなくちゃならないということになつておるのでですが、こういう人たちの賃金はきまらないという状態で賃金についておられるのか、現在それだとすれば、これは憲法との関係をどうお考へになつておられるか、その点を一つ明確にして頂きたいと思います。

店、そういう所では賃金の計算が非常
に困難である面があるうかと思いま
すが、私どものほうの立場からいたしま
すと、ケース／＼につけては判定がな
きるというように私どもは考えておりま
すが、健保法で考えておられる
ような考え方の点はどうか私も存じませ
せんが、それ以外の点ではでき得るこ
とやないか、非常に困難は伴うかも知
れない、そう思つております。

○湯山勝君 つまりチップというのを
賃金じゃないわけです。明らかにで
ね、これはお客様のほうから渡すわ
けですから。で、使用者が雇つていい
わけなんですから、その雇つたときに
賃金を支払わないといふようなことで
雇つたといふようななことがあつた場合
に、基準局はどうなさるのですか。

○説明員(和田勝美君) 私どものほう
の考え方について、從来解釈例規を出
てありますので、基準局でござります。

○説明員(和田勝美君) はあ。
○湯山勇君 引続いて、そこで今度は
局長のほうへお尋ねしたいのですが、
局長は先般の健康保険の場合にも、「
これは賃金というものがきまつてない
だ、こういうような御答弁であつたた
けです。併し今基準局のお話のように、
直接にもしろ、間接にもしろ、
ういう賃金といふものはあるのだ。」と
だ間接の場合はむしろ評価がしやす
のじやないかと思うのです。そういう
点から考えますと、これは前に御答
になつたのと少し違つて来るわけない
で、こういう人たちは殊にこの健康保
険のほうではいろいろ問題があるに
ても、少なくとも日雇の対象には当然
すべきではないかということが今の御
答弁からも出て来ると思うのですが、
これについて局長どうお考えでしょ

うんとは言えるわけです。

1

雇入れられるものであればその対象になり得ると思います。その基本にもう一つ健康保険の適用のある事業所に働く者ということになりますから、そういう意味では、健康保険の場合で申上げるよりはかないと思います。健康保険の場合でサービス業が挙げられないということは、前回も申上げたのあります。私どもの考え方のうちには、賃金の把握が非常に困難であるということを前回申上げました。これは確かに労働省のお話のように施設の利用、こういうものを金に換算してやるということは、健康保険法の中にも規定がありまして、各都道府県知事の定める基準によつて金に換算してきめるというものはございます。従いまして、そういうものが賃金として取上げられるものであれば、その問題はそれで解消するのではないか。問題はそうしたもののが一体どの程度に金額に換算できるであろうかという問題でございますが、実際にその人たちはチップをとることによつて実際は相当な収入を毎月々得ておるといふにとかかわらず、実際に賃金として考えられるものが千円とか五百円とかいうような非常に低いものでござりますと、全体の、現に適用を受けております被保險者に対する影響を考えなければならんのでございまして、そういうことが私どもは健康保険の適用事業場としてとり上げるかどうかかといふ、この問題を考慮する場合の一つの何と言ひますか、振りどころになるわけございまして、実は日雇労働者を現行の健康保険制度の中にとり入れませんでいた理由は、最初にも申上げた通りでございまして、それと同じような事情がこの

種類の人々に考え方をされなければならんと思ひます。そういう意味合いにおきまして私どもとしては今直ちにこのサービス業に従事しておられまする極く僅かな販金と見られるのでありますようが、そういう人を全面的に健康保険の中にとり入れるということにいたしますと、恐らくは全体の平均収入はますと下つて参ります。そうなります

は実は私どもが現在健康保険法にとり入れません理由は実は違つておるのであります。今先ほど私が申上げましたのは、サービス業の関係について申上げたのであります。それから興行場につきましては確かに一流の劇場とか映画劇場とかというようなところに勤務しておりますものはそれは問題ないのですが、併し全体に興行場と言ふ

○湯山勇君 同じ対象になつておる種でも、例えば通信なら通信でどう種であつても事業場の規模等はよつと入ろうというものと入らないものとがあるわけです。ところが今の局長の答弁では、とにかくいいのもあるけれども悪いのがあるから、全体として上げない。こういうように聞こえるし

の考え方は決してこの問題は今後どう取上げないという意味で申上げていいのでは全然ありません。事情は許すり何とか事務的にも把握ができる、質の抑え方にも何か合理的な基準がある報酬の抑え方にも何か合理的な基がないかということで問題を一步進めると、いう気持でやつております従いまして今御引例の興行とサービスが業者にておかれ

ス。も準標金限るも

○湯山監君　まあ局長の御答弁は最初はこの法の規定している業種に入るか入らないかというようなことをおつしやいましたけれども、これは今から我々きめる問題なのであります。私がお尋ねいたしたいのは、今のようにこの賃金というものはとにかく間接的にでも計算できるのだ、計算された賃金が安い、高いはこれ別なんです。安い、高いを言うのではなくて、入れたいけれども財政上できない、予算の都合でできないとおっしゃるのか、やはりこれは入れることが不適当だと、どうお考えになるのか、この点が私は非常に重要だと思いますので、その点を原則的にどうお考えになるかお伺いしたいと思います。

○政府委員(久下勝次君) 先ほど具体的に御引例になりましたサービス業の従業者とそれから興行場等の従業者と

ざいます。前のほうの関係は、私ども
の考え方は確かにチップは賃金でない
と法律的には言えると思いますが、実
際にはこれは賃金の役割をして、そし
てその人々の生計の資になつておるわ
けでありますから、保険を適用して行
く場合には何とかこの問題が若し的確
に把握できるものであれば標準報酬附
算の基礎としては考えて行きたいとい
う気持もあります。ただその辺の問題が
今労働省からの答弁もありましたよ
うな関係もありまして、なかなかむず
かしい問題でありますから、單に保険
財政の問題というこのみでなくし
て、今申上げたような賃金と実質的な
賃金に匹敵するものとの関係をどうい
うふうに考えて行くかというよろなこ
とが必ずしもはつきりしておりません
ものでありますから、それで取上げる
ことがまだ決心がついていないといふ

く一人の人間が食つて生きているのですから、そうすれば大体それらに対する標準というものが立つて行く。こういう努力をなされる意図があるかないかで、今やるちよつと意思はないといふように言わられるのは、少しもこれに対しても誠意を持たないといふやうに思はれません。もつと言えば、最初は賃金がわからない。今度は賃金といふものがわかつて来るに財政。財政がわかつて来るれば又別の理由といふやうなふうになつて来るので、私局長が本当にこれを保険の対象にしようとする誠意があるかないかを端的に御表明願いたい。

○政府委員(久下勝次君) 私が今まで上げてありませんでした実情について御説明申上げたのであります。私ども

らつしやるのですが。これらについはやはりもつと明確な、場合によつては最低賃金なり或いはその最低賃金でなければ一番いいわけですけれども、そうでないにしても、ただ量を使用するとかお膳を使用するとか茶碗を使用する、そういうことを直接にその人へ賃金だといふようなことは実際は納得できない問題で、これについて何か急に解決するどころかよくな御意図を持つてゐるのが、いなーのか。

いこまで極るめうつ 持牛侍の用す がて

種類の人々に考え方をされなければなりません。そういふ意味合いにおきまして私どもとしては今直ちにこのサービス業に従事しておられまする極く僅かな賃金と見られるのであります。しかし、どういふ人を全面的に健康保険の中に入り入れるということにいたしますと、恐らくは全体の平均收入はずつと下つて参ります。そうなりますと保険財政の面に影響が来て、それが国が財源措置を講じなければ具体的な運用ができないような事情に立ち至りますので、ただ単に賃金の把握が困難であるということのみでなく、それが全体の現在の被保険者に及ぼす影響と申しますか、もつと直率に申上げれば保険財政に關係を及ぼすところあたても考慮に入れつつこの問題は判断しておるつもりであります。

は実は私どもが現在健康保険法にとり入れません理由は実は違つておるのであります。今先ほど私が申上げましたのは、サービス業の関係について申上げたのであります。それから興行場につきましては確かに一流の劇場とか映画劇場とかというようなところに勤務しておりますものはそれは問題ないのですが併し全体に興行場と言いますと固定した場所を持たずに転々として地方を巡回して歩くようなものも包括されます。そういうふうなものにつきましては実際に從業者の把握が困難であります。又台帳をどこに保存しておかかといふことも問題になります。そういうようなことはもつばらござります。段階においてまだとり上げるところまで決心がついていないという事情でござ

○湯山勇君 同じ対象になつておる種
種でも、例えは通信なら通信という形
種であつても事業場の規模等はよつて
入ろうというものと入らないものと有
あるわけです。ところが今の局長の答
答弁では、とにかくいいのもあるけれど
ども悪いのがあるから、全体として而
上げない。こういうよう聞くことあるし
けなんぞ、これは法の中で何らかの条
件を付けければ取上げていいものは取
げるということが私は保険行政の当然
の態度ではないか。こう思うわけです
す。積極的に厚生省のほうでそういう方
ものを取上げるのだという態度で以て
指導して行けば、私は今あいまいにな
つているものからも随分たくさん明確
になつて来るものがあると思います
し、賃金等におきましても大体とにかく

の考え方は決してこの問題は今後と取上げないという意味で申上げていいでは全然ありません。事情は許す限り何とか事務的にも把握ができる、質の抑え方にも何か合理的な基準が、進報酬の抑え方にも何か合理的な基準がないかということとで問題を一步で進めようという気持でやつております。従いまして今御引例の興行とサービスなりに従事する人にいたしましても、私どもとしては何とかして健康を拡充して行くというような方向を考えておるわけであります。

○湯山勇君 次に又基準局のほうへ尋ねたいします。先に判定の例のおしがあつたのですが、そういう程度やはり正常な雇用関係にある興行とサービス業、こういうものをそういう関係においていとお考えになつて

いかで示おで保てス。も準標金限るも

ますが、ただ私どもはそういう基準法を護つて行くという立場だけではなくて、もう少し労働者の保護のために或いは労働者の生活を高めて行くために必要な範囲内において指導行政の面に必要な面では賃金研究会とかそういうようなものを作りまして、賃金制度の合理化、近代化という問題に今努力を尽しております。それが今直ちに旅館、料理店に及ぶということは直ちに申上げられませんが、根幹的な業務から始めまして、漸次それをばお電話のような業種にも及ぼしたい、そういうような考え方でやつておるわけでございます。

○湯山勇君 今の御答弁は一応そういうことで承ります。更にお尋ねを申上げたいのは五人未満の作業場がこれの対象になつていいのです。これは健康保険も同じなんですが、監督局の立場において五人未満の作業場が五人以上の作業場よりも健実でないというような判定をすることができるかどうか、この点を一つ伺いたい。

○説明員(和田勝美君) 基準法では実は人員を切つておりますので、一人でも労働者が働いておれば基準法適用という気になるわけです。健康保険法の五人という数字をお切りになつておりますのは、いろいろと問題があつてそういうふうになつてていると思いまが、私どものほうで御意見を申上げることは差控えたほうがいいのじやないかと思います。

○湯山勇君 そういうことを聞いているのじやなくて、とにかく作業場の、今のように基準局の実際を見て、賃金の支払い状況とか労務管理の状況と

か、そういうつたものが五人以上と以下とで判然と区別ができるような状態にあるか。一般的に五人以下でもいいのもあるし悪いものもあるけれども、たゞ監督局の立場として五人以下はやはり駄目だというような判定が下せるかどうか、そういうことをお聞きしているのです。

○説明員(和田勝美君) 五人といふ字ではつきりと切って、五人以下が無くて六人以上がいいのだということは、実は私どもの立場から申しまして、そうはつきりと申しにくいのが多うございますが、そういうようによく五人、六人というとを離れて、小企業が大企業に比べて労務管理がうまく行っているかという点を考えますと、小企業のほうが一般的にはやはり大企業に比べまして労務管理が不十分な点が多いのではないかというふうに私どもは考えております。

○湯山昌君 今の話はよくわかりますが、五人、六人、十人というのは小さなことです。その小の小の中をさらに五人以下と五人以上、こういう区別をする必要が監督局の立場においてあるかどうか、こういうことをお聞きしているのです。

○説明員(和田勝美君) これは基準法を施行する立場だから申すわけですが、私は申上げるのはもつばらそういう立場で申上げているのですが、そういう立場と健康保険法を施行されております立場とはおのずから差違があろうと思います。私どものほうの立場から見ますと、五人未満のものでも基準法に掲げていることは一応守つて行かなければならないといふ考え方でございまして、別の立場か

○鴨山勇君 そこで今度は局長にお尋ね申上げたいのですが、健康保険の場合は作業場、つまり雇用関係等も非常に明確なんですが、日雇といふのはその性格上どこへでも行かなくちやならない、どういうところへでも仕事のあるところでは働く権利はないわけです。いうのが大体この日雇労働者の特質だと思うのです。そうしますと、雇うほうを大して選ぶ権利はないわけです。而も五人で切るというようなことをされますが、これは雇うほうも五人雇えればこれが適用されるのだから四人で辛抱しようというようなことをきて来る虞れがあると思いますし、日雇の特性から考えて必ずしも健康保険と同じようく五人という線で切る必要はないのではないか。むしろ切らないことの方が日雇労働者の実態に即するのではないかということを考えるのですが、この点についてはどうお考えですか。

たしまして、そういう新らしい制度を施行が変つて勤務するような日雇の人が手にして保険料を的確に押えて行くいうよなことで、或いは給付に関しても相談に乗つてやるというよなことをやつて行きますためには、從来笨重な保険において経験のある健康保険適用事業所を押えたほうがいいといふうに考えたのでござります。それから五人未満までやつてもいいのじやないかといらくなりますと、その問題は健康保険制度に関連があるわけございまして、健康保険を五人未満でやらないというのは、一番主な理由は事務的に把握が非常に困難であるということございます。つまり一定の職員を以ていたしますては能率的にても間に合いませんので、五人以下のものにまで延ばしますためには事務的におくに相当に負担力が重くなるというのが第一の理由でござります。

い人相手の問題であります。今、問題は、事業所と、業種との関連なんですが、失業保険には入っているのです。そういうことを考えますと、私は御答弁だまあ先のことにしてあるとの問題にしても納得いたしかねるのですが、その辺一つはつきりして頂きたいと思います。

○政府委員(久下勝次君) 私どもとしては先ほど申上げましたように、将来の問題をいたしましては、サービス業、興行場等、現在健康保険の適用がらはずされております事業所につきましては、先ほど御要望のございましたように事情の許す限り取入れたいといふ方針でやつてあるわけでござります。従いまして現在までのこの今度の一部改正の法律案を出しますまでには、まだそこまで決心がつきかねているという事情で申上げているのでありますから、今後の問題として極力御要望に副うよういたします。そういうことで御了承願いたいと思います。

○湯山昇君 そこで五人未満の場合もこれは失業保険との関連もあるからということをおつしやいましたが、すでに失業保険と健康保険とはそういうふうな違いもあるわけでござりますから、是非日雇保険の特徴を活かしたようなふうに速かに改正されたいと思っております。

なお引続いてお尋ね申上げたいのですが、それはすでに御質問あつたがど思いますが、療養給付がないといふことは、折角この医療給付があるにいたしましても、これがなければ結局無理をして行つて、そして保険の財政的な破綻を来すというよろな結果を招いて、実は折角やつたことが無駄になるばかりでなく、この制度を却つて阻害

り、実は私どもも厚生省として当初の提案を作ります際には、同じような考え方でやつたのであります。結局併しながら最後的に政府の態度として決定されましたものが、国庫負担がこの制度のために多くを期待できないことになりましたので、そこで給付の内容をどういきうように抑えるかというようなところでいろいろと苦心をしてみたわけであります。私どもの考え方では、療養の給付を三ヵ月以内に切るということは、これはおよそ意味がないことであらうというふうに考えまして、先ずそれを三ヵ月程度まではやろうといふことにきめてかかりました。その他のことを考えますと、結局今のお話は傷病手当金の問題だと思いますが、傷病手当金はどうせ出すとすれば、一ヵ月なり二ヵ月なり、相当な期間を出さなければ意味がないものでありますから、そういうことをやりますと、到底財源的な措置が考えられませんでしたので、この問題はこの法案としては落ちてゐるのであります。私どもの厚生省としての考え方を率直に申上げまして、これは将来の問題としてはすぐ取入れるようにはいたさなければならぬと思つて、いる次第であります。

るは別といたしましても、一般的の地方政策においてはかなり困難な状態になつて來るのではないかと思うのです。で、これについては或いはいろいろの説明もつくるかも知れないけれども、政府の政策が今のような政策をとつて居る以上、これが非常に困難になるというう通じがあるわけですが、これについては改正の御意図はございませんか。

○政府委員(久下勝次君) 只今のところとしては、この点を改正をするところとこれまでまだ考えておりません。と言つて、又この受給要件を将来永久に保ち続けなければならぬほどの理由はなんと思つて居るわけあります。私どもとしては、実はこういうふうに日雇労働者として日々就労するというような特殊な勤労条件にある人々でありますから、常用の健康保険の対象者と同じように、受給条件を撤廃するといふわけには参らないと思います。問題は、どの程度の受給要件をつけるかということにあると思いますが、たまく一日雇労働者の失業保険につきましてどういうふうな条件でやつてるか、といふことから、まあその辺のところで取りあえずこの制度を出発してみたいといふふうにやつたのであります。ただこれを変更いたしますると、直ちにこのことはこの保険の財政に響いて参りますものでありますから、どこまでの点で保険料に響かせるか、給付の内容に響かせるかといふ問題にも関連して参りますから、取りあえず私どもとしては総体的な関連において、受給要件との関係もありまし

○湯山勇君 大体御題旨はわかりましたので細かい点一、「お聞きしたい」と思いますが、それはさつき山下委員が御質問のあつた点に関連してですが、国保とこれとは、先ほど局長のお話でははつきりこれが実施された場合は国保にこれが優先するのだという断定した御辞弁がなかつたわけですがこの点は非常に重要なことですから明確にして頂きたいと思うのですが、結局国保よりもこのほうが優先するかどうか。そうではなくればこれは被保険者の自由選択によるというふうに解釈してもいいが、この点如何でしようか。

るに過ぎないのであります。
○湯山鶴君 次にお尋ねいたしたい
は、現在職安あたりに毎朝たくさん
びます。でも、その日仕事がなくて帰
て来る人も相当ある実情にあります。
このような、昨日からいろ／＼お尋
があつたように、この保険料はかな
い実情から考えまして、雇う人と雇
れるものとの間に黙契が交わされま
す。これは一つ切手のほうは出さな
ことにして、どうせお前も八円出さ
くちやならないし俺も八円出さなくとも
やならないのだから、十六円譲ける
として、この保険のほうは一つ勘定
しないかというような取引がかなりな
われるのではないかということを実際
に働いている人たちの間で心配してご
ります。この点はどうのよろお考え
しようか。或いは又それを取締る方針
或いはそういうこともなくする方法
それについてどのようにお考えでしょ
うか。

ことを仮りにやつたといたしますれば、事業主に對して十分な制裁がありますので、心配はないと私はあります。○湯山勇君 私は直接日雇の人から聞いたわけなんですが、例えば五人を使いたいと思つていても四人にしてこうう掛け金を掛けないようじようといふようなことはすぐ考えられる。それを二十人使つ場合にい名義を変更して四人ずつの五組といふやうにすればやはりできるといふのです。雇主が假名義を作つて、同じ仕事は二十人を五つの組に分けてやれば四人ずつの五組なんだがら、雇用関係は四人雇つたのが五組來て働いている。こういう形になればこれは結局対象にならない。そういうことをして行つたならば、結局これは全般的に言えば、働くもののが不利になるけれども、雇う側のほうから言えば有利なわけなんで、そういうことがどんく行はれて来るならば、これはやはり目の先のことが一般日雇労働者の特徴として重く見られる傾向にあるのですから、ついそういうことに知らずく感じてしまうというふうなことになる虞れが多分にあるわけなので、こういうことを聞いては、假りに罰則があるにしても合法的な脱法なので、どうにもならないのじやないかということを心配しておる向きがあるわけです。そういうことに關してどういうふうな指導をなさるか。

じような名義で雇うとすれば、結局は同一人の手帳に対し印紙が貼られ、消印が押されるといふようなことになりますので、私はそういうふうにお聞きしたのであります。これが双方の面からその辺を抑えられるのではないかと思います。被保険者にとつても受給要件を満たすことができないようなことが出て参ります。これは双方従つて被保険者にとつてはもう明らかに受給要件を満たすことができないようなことがあります。されば、日雇労働者の就労の実情から申しまして、将来の就労の可能性を確実に予測するところが困難な事情があるわけでござります。従つて例えば今月十四日就労したからといって、翌月必ず十四日就労できるとは限りませんので、今月の保険料の納付を十五日以後は怠るといふことは、被保険者自身にとつても不利であります。又事業主が馴れ合いでこういうことをすれば私どもとしてはこれは行政上の措置として実地調査などもしよつちゅう励行して抑えて行かなければならんと思つております。いずれにいたしましてもそういうふなことで確かに心配は全然ないとは申しませんけれども、私どもとしては極力そういう点押えて参る。又そういうことは事業主の勝手から被保険者に不利益が起らないようには厳重に注意して参りましたと思つております。

十分お取締り頂きたいと思うのです。
なお先ほど林委員からお尋ねがありました、歯の治療についてはこれは局長も御存じのようにイギリスのベルアン労働大臣は眼鏡と義歯を無償で給与することを政府が拒否したために、労働大臣の席を蹴つたというような例もあるわけです。これほどの年を取れば眼鏡が要るし、日雇のかただつて眼鏡が要るし、勿論歯も悪くなるわけであります、こういう誰でもが要るようなものが特にこういう保険から除外され得るのは一体どういわけですか。

○政府委員(久下勝次君) このまあ理由といいたしましては結構どういう点で給付制限をして行くかということなんだと思います。傷病手当金を入れなければならん、又給付期間ももと延長しないといふようにいろいろ給付内容をよくしたいという考え方があるわけであります。それらの点につきましてこれまで聞いて行くかということに一つの問題があるわけであります。補てつを除きましたのは、これはまあ甚だ言い方としては酷であつて、私自身が心から納得して申しているのではないのでありますけれども、ただ歯科の場合、歯が痛む、そうしてその痛む歯を治療をして治しておくといふような程度であつて、歯が欠けた場合に入れ歯をして完全なものにできれば勿論いいのでありますけれども、その辺のところは今の案の保険財政の面からではちょっとそこまで行きかねるというような他の釣合い等も考えました措置であるのござります。

○湯山勇君 只今までお尋ね申上げた

ことは、みんなお尋ねした内容は局長によるとよくおわかりになつておりますが、大体予算財政の関係からできない。端的に言えばそういうことになつてゐると思うのです。これは労働省のかたよりもお願い申上げたいと思うのです。が、結局そういう労働者の生活が圧迫されているのは、一に政府が労働者をどれだけ尊重するかということにかかるところです。それで随分たくさんありました。改善するということは單に孤立して厚生省だけではやつたのではなく、困難である。どうも支給に当つていらっしゃる方たちも、そして労働条件の監督に当つていらつしやるがたも、やはり力を合わせてやつて頂かぬ限り、今お尋ねしたすべてのものは解決しないということを一つ御把握頂きまして、御協力をお願いしたいと思います。

○湯山勇君 私はこれは非常に重要なことだと思います。みすから責任に帰せらるべきような喧嘩をした場合に、それがどういった場合に起こるかによって怪我をするとかいうようなことがあります。従いまして、これが解釈としては当然被保險者自身の責に帰すべき事由によってみてみずから事故を生ぜしめたと、こういうふうに解釈いたしております。

○湯山勇君 私はこれは非常に重要なことをおきだらなお念を押したいと思うのです。日雇の人たち或いは一般の健健康保険の該当者にいたしましてが、憲法で保障されている団体行動の権利、これの発動によつて起るいわゆる闘争ですね、いわゆる闘争です。今やいましたが、個人的な喧嘩ではなくて、本当に賃金要求なり何なりを掲げて、本当に使用者と対決する闘争で、そうして使用者と対決する闘争、そういうものがこの適用から除外されるというようだと、これは大変などとだと思いますので、その点をもう一度明確に……つまりいわゆる俗にいう喧嘩が闘争であつて、憲法でいつでも団体行動、この団体行動はここでどうう闘争ではないのだと、どうどうとなるのかどうなのか。

○政府委員(久下勝次君) 只今お尋ねの通りでございまして、従来解釈上もさようにいたしております。従つて、憲法又は法律によつて許されておるような行動によつてこれが仮りに文字の上では闘争に当るといたしましても、そういうものは当然入らないと解釈をいたしております。

○湯山勇君 一応これで終ります。

○委員長(鶴森芳夫君) 他に御質疑ござ

が、この資料の七十頁ですか、府県別
の日雇労働者の就労状況調査と言いま
すと、あの日雇労働者の就労日数は大
体月平均二十一日ですね、そういたい
ますと、この最低十四日の就職を以て
保険の資格にしておると、そういうこと
になつておりますが、こういうことは
は、この失業対策の枠を縮めて行くと
いうような方向に追いやるという傾向
はございませんですか。

○説明員(和田勝美君) その点は御質
問のようなことは絶対にございません
ん。労働省いたしましては一日でも
多く就労日数を殖やすように極力努力
をいたしております。

○委員長(堂森芳夫君) それからこの
日雇労働者といふものは、いわば政府
がやはり救済しておると思うのです。
この救済しておる人から、僅かな賃金
から保険料を取つて行くということ
は、何か矛盾がございませんが、如
何ですか、労働省のがた、どう思われ
ますか。

○説明員(和田勝美君) この点につきま
ましては、日雇健康保険がやはり一種
の社会保険として実施される以上、賃
金から保険料を支払う、ということは止
むを得ないのではないかと、いろいろに
考えます。

○委員長(堂森芳夫君) 併し、それは
止むを得ないと言いましても、それ
は理窟ですよ。併し食えなくて一年
中働けない人たち、十四日から二十日
くらい働いて漸く飯を食つておる、食
うが食わざだとと思うのです。そういう
的な返事じやなしに……、救つておる

のでしょ、数つておる人から金を取つて行くことはおかしいのじやないですか、どうですか。論理の矛盾はないでしょか。それは保険だから保険料を取ると言つたらそれつきりですが、如何でしょか。

○説明員(和田勝美君) その点は先ほどお答え申上げた通りで止むを得ないのではないかというふうに考えます。

○委員長(堂森芳夫君) それはどうも質疑応答にならないからいいようなものだけれども……まあようございません。

労働省の労働局長が衆議院の労働委員会に出でおりまして、席を離せない

そうでございますが、御了承願えます

か。

かよりと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(堂森芳夫君) 速記を始めて下さる。前回の委員会で保険局長から答弁がございませんでしたので、この際答弁を求めます。

○政府委員(久下勝次君) 前回櫛原先生からお話をありまして、私はこの問

題を法律上の措置として考える場合のみに限定してお答え申上げたのであります

が、もう少し広い立場でお答えを申上げますと、私どもいたしまし

ても、医療担当者に無用な御迷惑をおかけしてこの制度が行われるといふこ

とは適当でないと考えておるものであ

りますので、行政上の措置といつまし

ましても、櫛原先生のおつしそうによ

うなことを十分事業主等に徹底をいたしましたで、協力をしてもらおうよと措

置をいたしたいと思つております。

○櫛原亨君 私の申上げましたのは、

法令上の処置としてではなした、たと

えて申しますると、窓口で診療担当者が徴収をいたすべき額と診療費の額に

おきまして、現実の面において未収ができる場合には、事業主において

被服その他につきまして、入院をいたしましたような場合に、現実の面にお

いて着ている着物がないという場合

に何らかの処置を講じて頂くようになつて御手配を願うということであつたの

であります。只今のお話でよろしくお願いいたします。

○委員長(堂森芳夫君) 別に御発言もございませんようですから、質疑は尽きたものと認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(堂森芳夫君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより討論に入ります。

御意見のおありのかたは、それとも賛否を明らかにしてお述べを願います。

○山下義信君 私は社会党第二控室を代表いたしまして、本案に反対の意を表するものであります。

美は、昨日來質疑をいたしまして明瞭に相成りましたように、又本日の質疑に私申上げましたように、こういう

案はもう我々が審議する対象にならなければなりません。

組合法案という別仕立ができたことに

おいては、どちらかと言えば邪道なん

です。先般も私立学校の教職員の共済

保障制度を確立して行こうといふ上に

ば皆対象者としてカバーができる。こ

れをわざ／＼外へ出して別仕立にする

ということは、元来これは我々が社会

保障制度を確立して行こうといふ上に

おいては、どちらかと言えば邪道なん

です。先般も私立学校の教職員の共済

組合法案といふ別仕立ができたことに

おいて、我々が異議を唱えたのもやは

りそうなんです。我々の目標はどうま

でも社会保障制度への確立、社会保

障制度の整備、拡充といふ一点に向つて

目標を誤またず進んで行かなければな

らん。大体こういう別仕立の健康保

制度を作ること自体が我々は問題であ

ると思う。併しながら、現下現実の状態においては、いろ／＼諸手続の上に

おいてこれを健康保険法の中に取り入れるということになれば、非常にその条文の取扱いの諸規定といふものが複雑

多岐になるという関係から、むしろ健

康保険法を改正する、健康保険法の中

に取入れるということよりは、外に出

して別の制度、別の法律を作つたほう

が煩雑でなくてよろしいという以外に

は別仕立にする理由がない。強いて必

が、細かいことを申上げたらもう切り

がない。それほど不完全なものであります。私はこういう日雇労働者の健康保

険制度、即ち、久しく関係者の各位が

望んでおりました健康保険制度はこう

いうものでないことはもう言うまでも

ないであります。こういう日雇労働

者に対して、果して特別の保険制度を

布くということがいいか悪いかという

ことの問題なんです。本来言つたなら

ば、健康保険法に入れてしまえばわけ

はない。現在の健康保険法の中にはこの種の対象がわざ／＼法律の中に排除

してある。そこだけ削り取つてしまえ

ばそれをカバーができる。これをわざ／＼外へ出して別仕立にする

ということは、元来これは我々が社会

保障制度を確立して行こうといふ上に

おいては、どちらかと言えば邪道なん

です。先般も私立学校の教職員の共済

組合法案といふ別仕立ができたことに

おいて、我々が異議を唱えたのもやは

りそうなんです。我々の目標はどうま

でも社会保障制度への確立、社会保

障制度の整備、拡充といふ一点に向つて

目標を誤またず進んで行かなければな

らん。大体こういう別仕立の健康保

制度を作ること自体が我々は問題であ

ると思う。併しながら、現下現実の状

態においては、いろ／＼諸手続の上に

おいてこれを健康保険法の中に取り入れる

ということになれば、非常にその条文

の取扱いの諸規定といふものが複雑

多岐になるという関係から、むしろ健

康保険法を改正する、健康保険法の中

に取入れるということよりは、外に出

して別の制度、別の法律を作つたほう

が煩雑でなくてよろしいという以外に

は別仕立にする理由がない。強いて必

が、細かいことを申上げたらもう切り

がない。それほど不完全なものであります。私はこういう日雇労働者の健康保

険制度、即ち、久しく関係者の各位が

望んでおりました健康保険制度はこう

いうものでないことはもう言うまでも

ないであります。こういう日雇労働

者に対して、果して特別の保険制度を

布くということがいいか悪いかといふ

ことの問題なんです。本来言つたなら

ば、健康保険法に入れてしまえばわけ

はない。現在の健康保険法の中にはこの種の対象がわざ／＼法律の中に排除

してある。そこだけ削り取つてしまえ

ばそれをカバーができる。これをわざ／＼外へ出して別仕立にする

ということは、元来これは我々が社会

保障制度を確立して行こうといふ上に

おいては、どちらかと言えば邪道なん

です。先般も私立学校の教職員の共済

組合法案といふ別仕立ができたことに

おいて、我々が異議を唱えたのもやは

りそうなんです。我々の目標はどうま

でも社会保障制度への確立、社会保

障制度の整備、拡充といふ一点に向つて

目標を誤またず進んで行かなければな

らん。大体こういう別仕立の健康保

制度を作ること自体が我々は問題であ

ると思う。併しながら、現下現実の状

態においては、いろ／＼諸手続の上に

おいてこれを健康保険法の中に取り入れる

ということになれば、非常にその条文

の取扱いの諸規定といふものが複雑

多岐になるという関係から、むしろ健

康保険法を改正する、健康保険法の中

に取入れるということよりは、外に出

して別の制度、別の法律を作つたほう

が煩雑でなくてよろしいという以外に

は別仕立にする理由がない。強いて必

が、細かいことを申上げたらもう切り

がない。それほど不完全なものであります。私はこういう日雇労働者の健康保

険制度、即ち、久しく関係者の各位が

望んでおりました健康保険制度はこう

いうものでないことはもう言うまでも

ないであります。こういう日雇労働

者に対して、果して特別の保険制度を

布くということがいいか悪いかといふ

ことの問題なんです。本来言つたなら

ば、健康保険法に入れてしまえばわけ

はない。現在の健康保険法の中にはこの種の対象がわざ／＼法律の中に排除

してある。そこだけ削り取つてしまえ

ばそれをカバーができる。これをわざ／＼外へ出して別仕立にする

ということは、元来これは我々が社会

保障制度を確立して行こうといふ上に

おいては、どちらかと言えば邪道なん

です。先般も私立学校の教職員の共済

組合法案といふ別仕立ができたことに

おいて、我々が異議を唱えたのもやは

りそうなんです。我々の目標はどうま

でも社会保障制度への確立、社会保

障制度の整備、拡充といふ一点に向つて

目標を誤またず進んで行かなければな

らん。大体こういう別仕立の健康保

制度を作ること自体が我々は問題であ

ると思う。併しながら、現下現実の状

態においては、いろ／＼諸手続の上に

おいてこれを健康保険法の中に取り入れる

ということになれば、非常にその条文

の取扱いの諸規定といふものが複雑

多岐になるという関係から、むしろ健

康保険法を改正する、健康保険法の中

に取入れるということよりは、外に出

して別の制度、別の法律を作つたほう

が煩雑でなくてよろしいという以外に

は別仕立にする理由がない。強いて必

が、細かいことを申上げたらもう切り

がない。それほど不完全なものであります。私はこういう日雇労働者の健康保

険制度、即ち、久しく関係者の各位が

望んでおりました健康保険制度はこう

いうものでないことはもう言うまでも

ないであります。こういう日雇労働

者に対して、果して特別の保険制度を

布くということがいいか悪いかといふ

ことの問題なんです。本来言つたなら

ば、健康保険法に入れてしまえばわけ

はない。現在の健康保険法の中にはこの種の対象がわざ／＼法律の中に排除

してある。そこだけ削り取つてしまえ

ばそれをカバーができる。これをわざ／＼外へ出して別仕立にする

ということは、元来これは我々が社会

保障制度を確立して行こうといふ上に

おいては、どちらかと言えば邪道なん

です。先般も私立学校の教職員の共済

組合法案といふ別仕立ができたことに

おいて、我々が異議を唱えたのもやは

りそうなんです。我々の目標はどうま

でも社会保障制度への確立、社会保

障制度の整備、拡充といふ一点に向つて

目標を誤またず進んで行かなければな

らん。大体こういう別仕立の健康保

制度を作ること自体が我々は問題であ

ると思う。併しながら、現下現実の状

態においては、いろ／＼諸手続の上に

おいてこれを健康保険法の中に取り入れる

ということになれば、非常にその条文

の取扱いの諸規定といふものが複雑

多岐になるという関係から、むしろ健

康保険法を改正する、健康保険法の中

に取入れるということよりは、外に出

して別の制度、別の法律を作つたほう

が煩雑でなくてよろしいという以外に

は別仕立にする理由がない。強いて必

が、細かいことを申上げたらもう切り

がない。それほど不完全なものであります。私はこういう日雇労働者の健康保

険制度、即ち、久しく関係者の各位が

望んでおりました健康保険制度はこう

いうものでないことはもう言うまでも

ないであります。こういう日雇労働

者に対して、果して特別の保険制度を

布くということがいいか悪いかといふ

ことの問題なんです。本来言つたなら

ば、健康保険法に入れてしまえばわけ

はない。現在の健康保険法の中にはこの種の対象がわざ／＼法律の中に排除

してある。そこだけ削り取つてしまえ

ばそれをカバーができる。これをわざ／＼外へ出して別仕立にする

ということは、元来これは我々が社会

保障制度を確立して行こうといふ上に

おいては、どちらかと言えば邪道なん

です。先般も私立学校の教職員の共済

組合法案といふ別仕立ができたことに

おいて、我々が異議を唱えたのもやは

りそうなんです。我々の目標はどうま

でも社会保障制度への確立、社会保

障制度の整備、拡充といふ一点に向つて

目標を誤またず進んで行かなければな

らん。大体こういう別仕立の健康保

制度を作ること自体が我々は問題であ

ると思う。併しながら、現下現実の状

態においては、いろ／＼諸手続の上に

おいてこれを健康保険法の中に取り入れる

ということになれば、非常にその条文

の取扱いの諸規定といふものが複雑

多岐になるという関係から、むしろ健

康保険法を改正する、健康保険法の中

に取入れるということよりは、外に出

ついても極めてあいまいなんです。国保に対する対応は先般私質疑の間に述べました、湯山君が重ねて質疑されました。が、或る意味においては全く国保扶助の関係も不明確なんです。衆議院でもこの点が論議されてあるようあります。しかし国保のほうに入つたらどうだと言わんばかりの勢いが見えるといふとも言い得られる。殊に本案について一大欠点といたしますところは、言うまでもなく国庫の補助がないという点なんです。他の労働関係の保険におきましては国庫の補助をいたしております。然るに同じく労働者の対象とするこの案に対しては国庫の補助がない。それならいつそ金を出さんのかと言えます。何とか失業関係事務管理と云うよ

うな名前でその三分の一を国が補助を出す。使用者のほうにはこういう半額の保険料の負担は気の毒だからと言つて、使用者のほうといふのは皆この案に対しては国庫の補助がないことなんです。他の労働関係の保険におきましては国庫の補助をいたしておる。然るに同じく労働者の対象とするこの案に対しては国庫の補助がないことなんです。何とか失業関係事務管理といふよ

うな名前でその三分の一を国が補助を出す。使用者のほうにはこういう半額の保険料の負担は気の毒だからと言つて、使用者のほうといふのは皆この案に対しては国庫の補助がないことなんです。他の労働関係の保険におきましては国庫の補助をいたしておる。然るに同じく労働者の対象とするこの案に対しては国庫の補助がないことなんです。何とか失業関係事務管理といふよ

うな名前でその三分の一を国が補助を出す。使用者のほうにはこういう半額の保険料の負担は気の毒だからと言つて、使用者のほうといふのは皆この案に対しては国庫の補助がないことなんです。何とか失業関係事務管理といふよ

うな名前でその三分の一を国が補助を出す。使用者のほうにはこういう半額の保険料の負担は気の毒だからと言つて、使用者のほうといふのは皆この案に対しては国庫の補助がないことなんです。何とか失業関係事務管理といふよ

うな名前でその三分の一を国が補助を出す。使用者のほうにはこういう半額の保険料の負担は気の毒だからと言つて、使用者のほうといふのは皆この案に対しては国庫の補助がないことなんです。何とか失業関係事務管理といふよ

にいたしましても、或いは給付の範囲、適用条件、それらのすべてが少しも日雇労働者のためにならないといふことが一つ。第二は、日雇労働者の健康保険である以上日雇労働といふものの特徴が活かされてなければならないと思うんです。然るに対象にいたしましても、或いは期関にいたしましても或いは傷病手当を抜いたことにいたしましても、更に又五人未満の事業所に適用されないといったようなことにいたしましても、何ら日雇労働者の特徴を活かしていない。こういう点については全く意味をなさない法案であるということが言えると思うわけです。更に次に指摘いたしたいことは、この法案は他の関係法案との関係が極めて不明確である。健康保険との関係においてはいろいろと不利な点を見ているだけであつて、これを一体誰がどうするという事業で、どう判断するというようなことも極めて困難である。更に又生活保護法との関係或いは失業保険との関係、これらの関係が極めて不明瞭であり、又関連する部分においてはすべて損をしておる、こういうことが言えるわけです。例えて申せば全く日雇労働者健康保険法というのは、例えて言うならば、丁度まあ残飯を食べさしたような法案である、こういうことが言えるのではないか。残飯でも腹が肥るからいいじやないかと言わるけれども、そして被保険者が中毒を起したり、或いは祟つたとすると、生命にもかかわると

いう心配があるわけです。社会保障制度審議会の答申に、将来社会保障制度全体に対し妨げになるかも知れないという指摘があつたのも以上のような点であると思うわけです。これらの諸点に関して厚生省が本案作成までに努力をしたこと、更に今後において努力しようとしていることは認めますけれども、併しながらその努力は今までの実績から見ましても、単にそのためだけの努力だけでは決して現実しない。根本的に遡つて考えるならば、これは政府の全労働政策の一環として、又政府の社会保障制度全般の政策の一環として考えない限り、こういう部分の解決のみによつて一切は解決して来ないわけです。そういう意味合いでおきましてこの制度自体を通して政府の労働政策並びに社会保障制度の政策に反省をしてもらうという意味合いでおきましても私は本案に反対いたします。

正して他の委員の各位が申されており
まする通り完全なものにいたして参り
たいという熱意を持つておられるこど
を我々は認めまして、この法案に賛成
を表するものでござります。
○委員長(森森芳夫君) 他に御発言は
ございませんか。他に御意見もないよ
うでございますが、討論は終結したも
のと認めて差支えございませんか。御
異議ないものと認めます。
それではこれより採決に入ります。
日雇労働者健康保険法案を衆議院送付
案の通り可決することとに賛成のかたは
挙手を願います。
〔賛成者挙手〕
○委員長(森森芳夫君) 多数ござい
ます。よつて本案は衆議院送付案の通
り可決すべきものと決定いたしました
た。
○大谷豊潤君 只今採決されました本
案に対し、別紙のような附帯決議を付
せられることの動議を提出いたしま
す。附帯決議を読み上げます。
附 帯 決 議 案
本法による給付の内容充実と、他
の保険給付との均衡を計り、更に被
保険者の範囲を拡大し、以て全日雇
労働者の福祉と生活安定を期するた
め、国庫負担の実現を希望する。
○柳原亨君 只今の大谷委員の案に賛
成であります。
○委員長(森森芳夫君) 大谷君提出の
附帯決議の動議は成立いたしました。
只今の大谷君提出の附帯決議を採決い
たします。
大谷君提出の通り附帯決議を付する
ことに賛成のかたは挙手を願います。
〔賛成者挙手〕
○委員長(森森芳夫君) 全会一致で

附帶決議

<p>○委員長(堂森芳夫君) 常設調査委員会の御異議を付することに決定いたしました。</p> <p>○委員長(堂森芳夫君) 本件につきましては、私はこの法律の制定によりまして民間社会福祉事業関係に必要な資金が貸与せられて当面の各施設の財政難が緩和せられるということの利益、そのことが重大でありますと共に、この種の方法によりまして民間社会福祉事業の資金問題の解決方策として考えられて行くということ、そのことも私は非常に重大であると考えるのであります。</p> <p>○委員長(堂森芳夫君) 民間社会事業、略して社会事業と申しますが、民間社会事業に対してもこの国の考え方或いはその社会の考え方といふ</p>	<p>西岡 ハル 常岡 一郎 中山 義彦 横山 フク 柳原 亨</p> <p>○委員長(堂森芳夫君) 署名洩れはございませんか。署名洩れはないものと認めます。</p> <p>○委員長(堂森芳夫君) 「異議なし」と呼ぶ者あり</p> <p>○委員長(堂森芳夫君) 御異議ないものと認めます。</p>
---	--

ないかと存

につきましての各国の事例としては、今はここに私は喋らなければなりません。我が国の民間社会事業がいかにいたしまして如何なる現状にあるか、又我が国の特殊性に鑑みなければなりません。会事業の力に待たなければなりません。がどれだけあるかといううえにつきましては識者の夙に蓄つておられます。然るところです。会事業の必要な資金については、今日おきましては、大いに上げますと政府の事業委託費による委託費、又終戦後実施共同募金によりますとこれで十分とかいうことによつております。現段階でございましては、この方針を立てなくてはなりません。ことに新たに民間社会事業に資金の貸付方法というものが本法案の実現に対しましていたしましては、この方針を立てなくてはなりません。そこで新たに民間社会事業に資金の貸付方法といふものを作成するのでございます。政府の補助金によるというふうな要請されて参つておつたいたすのでござります。寄付者は別いたしまして、政府が公営事業に対するところの補助金を申しますが、補助金をもつてする途を開くことにつきは別いたしまして、政府の補助金を申しますが、補助金をもつてする途が繋がれ、如何にして寄付者が一方ならず心を痛めることになります。新憲法の途が繋がれ、如何にして排除するかということになります。

ござります。そういう現状にありますから、ここに政府提案によります社会事業振興会法案が提案されまして、我が国の民間社会事業の必要なる資金に対しましては政府がその資金を投資いたしまして、貸与いたしまして、更にこの機関によりまして必要な施設に貸付が行われるということに相成るのでござります。さような方法が考えられたのであります。私は寡聞にしておらずまして先進諸国の例を熟知いたしておりますが承知いたしておられませんが、私は民間社会事業なるものに必要な資金を貸付けて、そうして他日その償還を求めるというような考え方がありまして、根本的には金を与えるべきものである、出すべきものとを承知いたしていないのでござります。根本的には私は社会事業には金を使い果すべきものである、これを手許に溜め置くものではなければ、又社会事業に投じたる資金というものは他日返還をしなければならん性質のものでもないのであつて、これは必要な資金は、公けの金が出ようと、私の金が出ようと、これは惜しみなく与えて、そうして十分に使い果してよろしいのではないかと私どもも考え、恐らく社会理念としてもさように考えられておるのではないかと思う。然るに我が国におきましては、ここに民間社会事業の資金供給の方法として、政府が金をこの種の仲介機関に貸付ける、又この種の仲介機関は又それへ末端の施設に必要な資金を貸付ける、そして社会事業家はその金を借りて、これが無利子であるのか、利子があるの

かということとはあとの質疑で承ねらなければなりませんけれども、要するところ、その金は返すのであるというとの行き方につきまして若干の疑問を持つものであります。従いましてそういう観点から提案者に対しまして若干の質疑をいたしたいと存ずるのであります。

○衆議院議員(青柳一郎君) お答えをお待ちします。只今お話をの中にもございましたように、現在日本の、と申しますが、これは世界各國を通じての原則であるとも考えられます。社会福祉については公的な国家的責任があるものであると私ども存じております。現在日本の法制におきましてもそれが明確化せられましたので、國家は公的施設の拡充強化に努めなければならぬことは勿論であると存ずるのでござりまするが、現在各般の事情は急速にこれを実現することが困難であります。民間施設に委託せざるを得ない実情であります。又更に今までの日本の民間社会事業のあの熱心な有様、あの尊い体験を積まれた有様を考えますとき、なおこの民間社会事業を育成せしめて行くことが必要であると存ずるのでございまして、この民間社会事業の育成を図る必要があると先づ考えられる次第でござります。

○山下義信君 只今私が前提に申述べましたように、民間社会事業の資金につきまして寄付金、補助金、こう二種類ある。こういたしまして元来民間社

○衆議院議員(青柳一郎君) 民間の社会事業が自主的な活動に重点を置くとしますれば、自己資金又は寄付金によるべきものと考えられるのでござります。併し現在の民間社会事業にこのことを期待することはいささか困難かとも思われるでござります。公的責任遂行に当り民間施設に対しましてその設備の拡張充実などの費用につきましては、補助金を支出すべきことは理論上是認せられるところであります。又現行法上御存じのように極めて限られた範囲ではありますするが、それが認められておるわけでござりますが、これにつきましては民間社会施設側の一部の自己負担がやはり残ること並びに大多数の施設には補助金を支出する途が事実上現在鎮されておるというふとを考えなければならん、で、差当りのところ資金融通の途を是非とも考えなければならんと考える次第でござります。

○山下義信君 私は現在のいわゆる民間社会事業といふものの今日の状態、この状態が一体正しい姿であるかどうかという点なんです。それでこれは我々参議院におきましても数年前にこの点を指摘いたしました、我々の見解を表明いたしておつたわけですが、いわゆる民間社会事業といふものの本質はやはりその人の熱意又その人の創意によつて自由闊達なる事業の創設、運営といふものがあつて初めて民間社会事業といふものの価値が非常に發揮せらるるんだ、然るに終戦後すでに八ヵ年

と、現今の民間社会事業の在り方は一概に申上げますと、戦前の社会事業の在り方とはよほどその趣きを異にいたして、又私どもが考えるところの民間社会事業の在り方とは相当距つた実情にあるのではないかといふことが考えられる、言い換えかすと、今日の民間社会事業は、ことごとく政府の委託を受けて、児童福祉法或いは生活保護法或いはその他の社会福祉立法によりまするところの政府の事業の委託を受けて、そうして何と申しますか、その委託事業を主として管理するといふますが、扱つておるとといいますか、そういう形の状態に今日相成つておるのあります。それへ、その事業の歴史或いはその事業の創設者等によりまする特色は、もとよりこれが喪失に帰したとは私は言いません。併しながら少くとも只今申しましたそれへ、の民間社会事業の一般社会が要請するその独自の創意、その事業經營者の熱意について十分意義ある存在を期待するといふことには私は非常に距離がある状態に置かれておるのであるまいかといふことを考えるのであります。言い換えますると、今日の民間社会事業と、仮りに市町村或いは県厅というような地方の公共団体の經營しておるところの社会福祉事業、それらの施設といふものと比較いたしまして、どれだけの違いがあるかといふことを考えますと、いうと、その間の差違といふものが非常に小さくなつてゐる、殆んど差違を認められないといふような状態、私は果してこういう状態でよろしいのかどうか、日本の民間社会事業といふものをこういう形体でずっとこれからも行

くのが、政府はみずから責任においてなすべき社会福祉の諸施設を拡張することを怠り、その経費を惜しみ、その責任を民間社会事業に転嫁して、そして不適に安い金で以てそれを買上げて、そうして自分の責任を逃避しておるという現状、又民間社会事業家は自分の思うような事業の経営とか、自分が思ふような事業の発展、在り方といふものを、困難であるか、或いはそれが不可能であるか、政府の委託事業を喜んで受け、そしてその委託費によつて全部の経営を賄うて行くのか。政府の与えようとする委託費は必要な程度よりは遙かに低い。遙かに低いところの委託費で以て全部の経営をやつて行こうとする。少々の共同募金を私の方の殆んど付かないような民間社会事業の在り方、先ほどからぞういふ言葉を使いたくなくて避けようがとうございましたけれども、併しながら私は言わざるを得ない。民間社会事業の大半は概ね今日の実情は政府のいわゆる社会福祉の仕事の請負をしておるという状態、私はこの状態で果していいかどうか、従つて政府のこの種の事業に對しまする制肘も相当きびしいものが有ると考えるのであります、提案者は日本の民間社会事業のあるべき姿につきましてどういうふうに考えておられますか、御所見を承わりたいと思ひます。

しまして公的責任の一翼を担う場合におきましては一定の監督の行われることは当然考えられることでございますが、その行き過ぎなどに厳にそれを戒めること、又戒める必要がある、こう存するのであります。只今お話をようやく民間の社会事業家は尊い経験と非常な熱意を持つておられます。この経験と熱意を活かして、その創意を本当に現実のものとし、民間社会事業の持味を持ち続けて行くことを私も期待いたしております。

事業の經營いたしておりますのであります。事業種目ですね、例えば養老院でありますとかあるいは宿泊の提供でありますとかといったような、そういう極端な最低の境遇の階層に対しましては社会福祉の仕事は、これは私は公けの責任である、そう思う。社会福祉立法は皆それを要請しておる、生活保護法でも國の責任といふことが明白にしてある、児童福祉法でも國若しくは地方公共団体の責任であるということを明白にしておる。今日の近代国家社会は私が言うまでもなくそれらに対して國の責任、公共団体、公けの責任としてやつておる。私は國の施策がそこに及ばない間は、民間の篤志家が出て、いわゆる慈善家が現われて、そうしてその氣の毒な階層に対しての社会事業を行なつて行くといふこともあり得ることは当然でありまするが、今日の時代におきましては殆んど、大きく言えば、全世界各国ともそれらの点につきましては公けの責任を以て看々としてその責任の所在を明確にしつつある。日本のようにつまでも民間社会事業に孤兒院をやらせた

り、政府がなすべきところのそれらの保護施設をやらしているというようになります。私は非常に時代遅れだと思います。民間社会事業家はこれを政府の責任と譲つて、公的の、公共団体の責任にこの種の仕事は譲つて、私は民間社会事業の大いに力を尽してもらわなければならん分野は、との最近の経済困難なる日本の社会情勢等から行きましたが、私はもつと／＼期待すべき分野があるのではないかという考え方を持つております。私はこれら今回の資金貸与というようなことを行われますにつきましても、民間社会事業のあるべき姿、進むべき道といろよくな点につきましては政府も又提案者におかれましては十分に御考慮下さって、私はその道を誤らないようにしておく必要があると考へるわけであります。先ほどの御答弁で、私はこれらの民間社会事業が画一的に或いは公的施設に準ずるようなことになつて、その創意も工夫も熱意も漸次影が薄くなつて行くという姿は妥当でないという提案者の御答弁でありますから、それで了承いたしておくわけであります。十分政府当局におきましても御考慮を願いたいと考えるのであります。

○山下義信君 それでは社会福祉事業法の支配は受けないのでござりますか。

○衆議院議員(青柳一郎君) 受けないでござります。

○山下義信君 結局この振興会の構想をみますと、これは今の御答弁にありますように、殆んどこれは、まあ公的機関といつてもいいような構想になつておるわけであります。そのことは又あとで聞くいたしまして、今回政府が出資されまする十億の金が予定されておるようであります。この金はでういう形にして貸付金としてお出しになるのであります。これは振興会のほうから言ひますれば、返さなければならぬのでありますよ。政府のほうから申しますると、償還をさせるという考え方でありますよ。どういうことになつておるのでございましようか。

○衆議院議員(青柳一郎君) 大体この原案を作りまする際にには、一応年間十億の出資を政府から五カ年間に亘つて出してもらうことに一応希望をしておつたのが、我々の気持でござります。ところがいろいろな法律的な解釈もあり、又各種の事情から、金額の点は予算の定むるところによつて出すということに相成つた次第でござります。その点は条文にも明らかであると存じますが、十億とはまだはつきりはきまつております。ただ併し数カ年に亘つて毎年々々出して行かるべきものであるということは、私どもはつきりとしておるのですが、どうぞ。ところで只今のお尋ねは、振興会に対する政府の出資は、政府に返還するのかどうかと

いうお尋ねであつたとと思うのであります。ですが、これは政府が全額を出資するところいたしておりますて、振興会の存続中はこれを政府に返還する必要はないございません。目的を終り或いはその他の事情で解散のときの処置につきまして、法律を以てその際の処置をきめるということにいたしておるのでござります。

○山下義信君 そういたしますと、本年度の予算ではないわけなので、又本文法の施行も明年四月からということになります。四月から施行ということになつておる。ただ振興会の設立の事務だけは、この公布の日からすぐやるといふことです。そうすると明年度の予算などに対する見通しは如何ですか。私はもうすでに十億という金がきまつておつたと思っておつたのですが、只今御答弁のようになりますが、質問が少し自分の勝手な付度にすぎなかつたのであります。この政府の貸与いたしまするの資金の額等についてのお見通しと言ひますか。政府のお話合い等はどういうようなことになつております。

○衆議院議員(青柳一郎君) 先ほども申上げましたように、毎年十億円、五カ年継続出資ということいたしておつたのでござりますが、いろいろと検討をいたしますると、例えば現在共同募金の際に各種の社会施設からどの程度の臨時費の要望があるかといふことを検討して見ますと、年間七、八億円の程度でござります。これらの程度の金額とも睨み合せまして、只今御指摘の通りに来年度から出資が始まる次第でございまして、来年度から出資をいたしまする点につきましては、政

○山下義信君 私はですね、これは何のために貸付けるのかと言えればですね、民間社会事業の育成のためなんですね、それで民間社会事業の育成は、今日の段階においては政府の仕事を請合つて、請合うという言葉が悪ければ委託をして、そうしてその公的性格というものが非常に強くなつておることに鑑みても、政府は育成の責任がある。それでそういう立場から言えば、当然補助金を出していい。国家も育成する、国保に出した金はこれは補助金、これは一例を申上げますれば、提案者がよく御承知の通り。それでこの種の民間社会事業に対しても政府が育成の責任を感じれば補助金を出すことは必要だ。又政府も又提案者も先ほどの御答弁ではそのことにお触れになつておる。然るにその金の出し方がいろいろな関係で困難であるということと、この貸付の方法を取る。それで借るほうは、又一般社会は、ああは言つて貸付という形をとつたのだけれども、あれは実は政府が出す補助金の代りのようなもので、あの貸付金といふのはまあ政府の補助金みたいなものだというように考え易いと思うのです。又そう考えるのも無理からんことであると思うのです。従つてこの貸付金は、そういう観点から補助金のような性格を以て、そういう考え方を以て貸されるのであるまいかというような感じがするのですが、その点は、提案者はどういうふうに考えておられるのでございましょうか。

触れになりましたようだ、この振興会の制度は、育成のための貸付を行なうものであります。従つて条件を有利にして貸付けるのであります。従つて返還せしめることを目的としているものでありますから、補助とはその性格が全く異なつてゐるものと私は存じております。

ましても、僅かではあります
が、現在の事務費の出
設管理費も認められておりま
す。又共同募金の配分金、預
りに行われまする後援会などか
附金等を以てこれに充てさせよ
たとしている次第でございます。

中におき
るが、施
され、ので、
ると存じ
在しき
らの寄
ようど、
の組織ですね。いろんなことが考えられ
るその中で、最近の頗著なものとい
たしましては、社会福祉協議会、これ
は社会福祉事業法の中にもその一部を
出しまして、今日全国に社会福祉協議
会というものが持たれてある。この連
絡機関といいますか、共同組織体とい

る、いろいろな煩わしさをなくしまして伸びて行くべきものであるというふうの行き方の上に、種々なる一つの権限と申しますが、一つの或る種の力をを持つ団体が、機関が、その民間社会事業を取り巻いて行く姿というものが果して民間社会事業の発達の上にどういう影響を来すかということにつきまして

密にいたしまして、実際にかなつて、この法律が目指しておりまするよう、民間社会事業の充実発展のために、この振興会をして民間社会事業施設を煩わすことなくしてこの目的を達成いたしたいと存じております。それらの機関との連絡につきましては十分なる留意をいたそう思います。

○山下義信君 私は前提に申上げましたように、社会事業は金が入つたら入つただけ、もう使い切りにすべき性質のものです。言い換れば民間社会事業家は、その資金を得るためにペッガーになつてもいいという諺もあるくらいで、使い切りのものだと考えていい

○山下義信君 この振興会の組織のこととであります。これは本当にこういううものを作るという考え方なんですよ。うが、或いは又名前だけ一つのこういうトンネルと言うと言葉が悪いのですけれども、取扱うところの機関を形だけ作つておいて、実際の仕事は他の団

いりますか、この種の組織、これは民間社会事業のあらゆる問題についてのまゝあ全責任を負うと申しますか、民間社会事業のセンターとしてその発達のためにこの協会が持たれている。私どもは民間社会事業の資金の問題につきまして、資金造成の機関、民間社会事業

は、私は非常に心配をいたるものであります。従つてこの振興会が設置せられまするならば、私は今日組織されありまするが、社会福祉協議会、或いは共同募金委員会というがどきそれらの組織との間の関係というものにあらゆる検討を加えまして、民間会社

○山下義信君 私は端的に申しますと、社会福祉協議会もいわゆるボス的存在になつちやいかん、共同募金委員会も中央、地方を問わずボス的存在になつちやいかん、今度の振興会も又資金を以て、貸付というところの一つの威力を以て、又いつの間にかこの機関

る。で、金を借りることは了承いたし
まして、一体その借りた金は一体何に
よつて返そらうことになるのでござ
いましよろか。で、社会事業に与え
られる金というものは、必要な資金が与
えられて、不必要的資金が与えられよ
うはない。委託費といふものも、ぎり
ぎり切り詰めた委託費といふものが支
出されるのでありますし、金を借りると
きは、それでよしといたしまして

体に委託させてやらせるとかいうようになことが考へられてゐるのであります。しかし、やつぱりきちんとこれだけの機構を持つたこれだけの機関を作ると、いう考え方でありますか。又地方の仕事は、一体これは振興会はどういうふうな地方機構を持つてある考へ方でありますか。その点をお示しを願いたいと思います。

の資金を心配いたしまする機関というものがこの社会福祉協議会の一部局であるのが至当であるか、いわゆる資金局といふものが社会福祉協議会の一つの大きな仕事としてその中にあるべきが至当であるか、或いはこの社会福祉協議会とは離れて別にあるのが至当であるが、或いは共同募金委員会、共同募金委員会というものは社会福祉協議会の中へ資金局のような形でもるべきが

事業のために便利と利益とを提供せんとするとの折角の企団が、そういう機関を煩わしく設立いたしまして、数個の機関が二重にも三重にも、なおそれには地方公共団体の職員所管の部局が存在をしておるというような状態の粹の中におきますると、どうことの影響がどうであろうかと、ということを非常に心配をしたのですござります。その点につきまして、是終者はどういうふうな

がいわゆるボス的存在になつては私はいかんと思う。そうしてそういう団体が、機関が、一つでもボス的存在になると、これは実に恐るべき害毒を流す。共同募金委員会がボス的存在なら、そうしてその社会から集めた淨財をあたかも自己のボケットから取出して自己の思いのままにそれが使用できるかのとき錯覚に陥つて、その首脳部が自分ごとへ錢箱内行為をする

も、返すということをつきまして、官
利事業でもなければ、他に収入の途
のない社会事業といったしまして、償還
についての考え方というものはどうじ
うふうに考えておられるでございまし
ようか。

○衆議院議員(吉綱一郎君) 理論的に
申上げますと、委託費の中の事務費
の中に、建物の償却費に相当するもの
を計上いたしまして、これを償還財源
とすることが最も合理的であると考え
られるのであります。私ども衆議院に
おきまして、その点に助力を重ねた
いということも申合せしました次第で

くまで本当のものを作らうとするのでござります。只今も申上げましたように、特殊法人でありますし、政府からも多額の資金を取扱いますので、飽くまでも独立のものといたそうとするのでござります。併し地方におきましては、地方の社会福祉協議会などの機構を、資金の貸付などに当りましての施設の調査に利用することも考えておる次第でござります。

○山下義信君 この点は十分一つ提案者においても、もとよりのことでありますが、厚生省当局におきましても私は十分考慮して頂きたいと思いますこ

運営上一番よろしく、いや社会福祉協議会であるから外に出して別個の機関として置くほうが弊害がなくてよろしいかというような点につきましては、参議院の厚生委員会におきましては先年非常にこの点に慎重な検討を試みたのであります。現在はこれが別個の建て前になつて存在してるのであります。今回、既存のそれらの組織とは、又機関とは別に、貸付機関として公法人的性格のこの種の新らしい機関が作られるということになりますと、私は民間社会事業というものが、自由に活潑に伸びて行くべきものであ

にお考えでございましょか、重わりたいと思います。

○衆議院議員(青柳一郎君) 只今のお話のように、民間社会事業施設の運営を巡りまして、各種の団体がこれを取り巻いて、その発達の上に阻害を来す、或いは只今先生が申されたように民間社会事業の充実発展のために便利と利益を提供せんとする企図に反するような意図になることを心配すると言われたのでありますが、その点に関しましても十分実際の運営につきまして社会福祉協議会関係並びに中央共同募金委員会などとの間の連絡はこれを緊

どうしたことになつて来ると、その害毒を流しますことは言語道断なるものがある。私どもは、この民間社会事業という弱い対象者の発達助成のそれらの機關が、私は微塵もボス的な存在に陥つてはならんと考へるのであつて、従いまして、既存のそういう機関と新らしい振興会の機関との間の關係とか、重複とか、或いは調節とか、連絡とかいうようなことにつきましては、運営の上につきましては十二分に考慮を加えなければならんと考へるのでもあります。意見は省略いたしますが、関連いたしまして、この振興会の事務費

い、山下先生の御心配が一点だと思います。この点につきましては、どうが話合いがあつたのであります。併し国からそういう団体に金を貸して、その団体から金を貸すというなどのほうが将来我々が目指しております。補助金によつて國から直接、相当額施設に金をやると、どうしたことよりも募金に影響する部分は少いのではないか。何分にもこれは返す金であるといふ点もありまして、そう影響はないのではないか。どうかというのが我々の結論でござります。

もう一点のお尋ねは、共同募金の配分と、この貸付先に振興会が割当ること、それとの関連でござります。一方はただで上げる、一方は貸すのであります。従いましてこの間にその金の性格が違うのであります。貸すということになりますれば、できるだけ余り苦労せずに返し得るところでなければならぬ、どう存じます。どうしても返し得ないことがはつきりしたところには共同募金で差上げるという考え方でなければならんと、どう存じます。大体の考えはそういうところを観点を置きまして調節をいたしていきたいと存じます。私の申しますことが或いは事務的にむずかしいというやうなお考えでござりますならば、一応政府当局の考えを開かれるのもよがるう、こう存じます。

○山下義信君 この法案の附則で社会福祉事業法の一部が改正されてあるのですが、この改正の狙いは何を狙つておいでになるかということを承つておさだいのですが、又若し社会福祉事業法の第五十六条第一項をこういつあらうに改正することによって何らかの途を

か、法律改正の御趣旨を承つておさないといふと思います。

○衆議院議員(青柳一郎君) 御指摘のように社会福祉事業法におきまして五十六条において補助金を支出する条件をきめまして、その条件といたしまして、災害によつて施設が破損した場合においてこれを復旧する必要があると認めると、きにのみ補助金を出すといふことになつておりますのを、この際その部分を削りまして、一般的に補助金を出し得る途をここに新たに開く、この機会を利用してそういうことをいたそつと、こう存ずる次第であります。

の社会事業施設に対する委託費でありますけれども、これは只今いろいろお話をありましたように、どちらかが申しますというと不足がちでございまして、低いという話もたび々重つておるわけでございまして、私どもも予算上の上でこれを成るべく引上げたいと努力をいたしております。二十九年度の予算におきましては若干の引上げをいたしましたのでございませんが、今後ともそういう点につきましては努力をいたしたいと存じます。

それから第二点の社会福祉事業法の改正の点でござりますが、これは先ほど提案者の青柳議員からお話をありました通りでございまして、従来は災害の場合に緊急に必要とするときだけ社会福祉事業に対しまして国から補助を受ける途が開かれておる。それを一般的に必要な場合に補助が与えられるようになりますならば、私どももいたしまして民間社会事業の補助ということにつきまして更に積極的に意を示さなければいけないと、こううふうに考えておる次第であります。

○山下義信君 私の質議は終りますが、私は結局事業に金を貰すという考え方には、考え方自体が私どもとしては納得しかねる、それで社会事業には貢献でのなくして与えると言つたらば論弊があると思いますが、もう使い切りに、金を、遠慮なく使える金を委託費でありますか、寄与しておりますその仕事のが当然であつて、今日の民間社会事業の荷うておりますところのその責任又その偉大なるところの功績と申し訳うと補助費であろうと私は支出するのが当然であります。

に対しても、どうして十億が二十億の金を補助することを政府は惜しむのであるかと私どもは非常に不審に堪えたい。ただそれが憲法の八十九条によつてそれが保障がある。併しながらこれでは表は、憲法の八十九条で言います公の支配ということの解釈によつて我々がその途の打通に努力して來たのです。今度ここで以つてはつきりと社会事業法の中で補助の途が、法律によつてはつきりとついて來た以上は、このほうが本道なんです。このほうが金を借りるといふことよりは、返さなくていい、気持のいい金を、これを受取つて行くことのほうが実は本筋なんです。従いまして私は、当面の民間の社会事業の資金のために、集団の急に応ずるためにこの種のことを考えられるといふことも一応受けます。これがやがてはやはり本筋ではない。日本の社会事業は金を借りてやるんだそうだ、日本の政府は金を与えることを惜しんで、貸すんだそうだが、というような考え方、そういう考え方で、政府もそれでよしとし、又国会もそうだと、そこで決定し、民間社会事業家もそれでおろしいんだと、異議を言わないというようなことは、私はどうしてもそれでおろしいとは考えられない。私は民間社会事業の資金といふものは、貸すなんというような考え方、又借りるんだ、社会事業家が借りるんだ、まあ必要な資金は使つて、それは返すんだというような、借りた金で社会事業をやるんだというような考え方といふものは、私は社会事業の理念といふものと、果してどれだけの関係があるがと云ふことが……、そういう考

え方、そういう理窟の裏付で果してどうかなどといったことについて非常な疑問を持つんですね。で、これは私たちは焦眉の急に応じるために、かかはる要則的なことも或る時期におきましては、或る段階におきましては万能なことは、或る段階においては万能なことは、得たる措置だということについては万能なことは、認めますが、併しながらこれを恒久的に、これが日本の民間社会事業に対するところの育成のあり方だというふうな考え方だというふうな考え方でありますと、日本の国民の社会事業というものが対する考え方というものが、それを民間社会事業家もそうだ、そういう考え方でよろしいんだというふうになりますと、日本が国民の社会事業をいたしたのでございますが、今意見を述べる段階ではございませんので、一応私の質疑は以上に止めておきたいと思います。

じやないか、従つてこれはやはり、この借りるのは割合にやすいのですが、返すときには非常に困難がある。ところがその返すのに困難のあるものを非常に内容が違う私学振興会と同じような考え方から出発されたところに非常に心配せざるを得ないものがあると思います。殊にその利子から職員が生活の俸給を得て行くことのようなことになりますと、そこが非常に不安定でありますために、又不公平というものが起つて、いろ／＼本当に貸してやらねばならない人が借りられないで、それほど必要でないものが借りるといふような、言わば、そういうことが起るんじやないか、こういうことを心配されるのであります。が、そういう心配はよくお考えになつておるでしようか、ちよつと伺いたいと思います。

であります。そういうような方式によりますと、更に御心配のように金を返す方法がつくか否かという点になつて來るのであります。その点につきましても現状特に考えますと、社会事業を営むがたんはその施設を修理したり、或いは少しでもよくするためにはうるゝに飛び廻りまして、高利の金に追われておつて、自分の尊い経験を生かす暇もないといふのが実情でござります。従いまして政府の金を頂いて是非これを救済するという關係で出て来たわけであります。勿論本質的に考えて参りました場合には、先ほどの山下先生の御指摘のように、補助金の増額或いは委託費の充実によりまして、社会事業が或る程度の施設をいたしましても成立つて行くということを望んでゐるのであります。そういうこと

たし得ないことはこれは当然でござります。従いましてここに先ほど申下されたお答えいたしましたように、需要度に応じて順位をつけて逐次貸して行くというような方法をとらなければならんと、こう存じてゐるのあります。只今の御質問は今まで借金しておつたのを、これに振替えるか、こういうお話しでござりますが。

○常岡一郎君 そうです。

という甘い見方もあるかも知れませんが、現在金を高利で借りなければならぬといふ人が、何も四月までぐらりと返せるようになると私は考えられないのです。やり繰りばかりしてもつと殖えておるのじやないかと、こう思いますが、そうは思いませんですか。

○衆議院議員(青柳一郎君) 短期日々で切替えて行つておる実情でござります。そういうものにつきましても必要なものにつきましては考え方を得ると、こう存じております。

○常岡一郎君 併しそれがここには、第二十三の一にはそれが盛つていませんから、そういうことで本当に苦しんでいる人が、すでに実際に実行しておる人が救われないといふ結果になるのじやないでしようか、二十三条の

してそれは大体期限にしましても何ヵ年とかいうものが相當あると思います。又それを目標にして返すことによつて生懸命になつておるのが社会事業家の常でござります。大体返し得る日途をもつて現在やつておるのでござります。従いまして先生の御指摘のような場合は稀な場合だと思うのでござります。稀な場合でも、どうしても必要な場合でも貸し得ないのでないといふように御了承を願いたいと、こう存じます。

100

○衆議院議員(吉柳一郎君)　只今菅岡先生からの御質問は如何にも御尤もと思ひます。私字振興会の関係の学校はその大部分が社会事業に比べまして収益が相当あるわけです。そういうことは私どもも考えておるのであります。従いましてこういう方式によりましても、私字振興会のほうは割合案に行くと思うのであります。ただ先般も申上げましたが、ただ最初に出たのは金庫法で出て来たのであります。金庫を作りますと非常に組織が大きくなります。例えば總裁を置き、副總裁を置

とができるれば私は学振興会はそのときに解散する時期である、こうどうより前に考えております。只今のところ非常に高利の金を借りてそれを返すのに追われているという、実情の見るに忍び難いものがありますので暫らくこの方式で以て行つて見たいというのが私どもの存念でござります。

○常岡一郎君 それはこの貸付の対象となりますが、これから施設をすると、どうものみならず、今までの借金に対してもそれを対象として貸す、こういうことが出て来るわけであります。

○常岡一郎君 もう一度。
○衆議院議員(青柳一郎君) 現在社会
福祉事業を経営している人が借りてい
る金がある。それでこの振興会から借
りる長期のものに振替えることができます
るかという御質問だつたと思ひます
が。

○常岡一郎君 そうです。

○衆議院議員(青柳一郎君) 今まで借
りておられますのが短期の金であります
す。最近社会事業に対し长期の金を
貸すということは殆んど行われており
ません。短期であります。従つてこの

○衆議院議員(青柳一郎君) 二十三条
は「施設の修理、改造、拡張、整備若
しくは災害復旧に要する資金又は社会
福祉事業施設の経営に必要なその他
資金を貸し付けること。」
○常岡一郎君 その「経営」のそれです
か。
○衆議院議員(青柳一郎君) 解釈のし
ようによつて入ると、こう存ずるので
あります。

○衆議院議員(青柳一郎君) そういふ
社会事業は非常にうらやましいものでござりますが、現在ではその程度まで行っておる社会事業福祉施設は非常に少いと思つております。もつと力の弱いものに力を加えるということが先ず第一着手ではなかろうかと思つております。現在はまだそういうことは考えておりません。

○常岡一郎君 私の質問はこれで終り
ざいますか。

1. *Leucosia* (L.) *leucostoma* (L.) *leucostoma* (L.) *leucostoma* (L.) *leucostoma* (L.)

き、或いは自動車を使うとどうやうなことは、社会事業についてでは殊に只今も御指摘がありましたように、金が出て来る宛てが余りないのでござりますから、そういうことは考へないで行こうというふうな案で行こうということ

○衆議院議員(青柳一郎君) 前の御質問に対しても私はお答えするのを忘れておつた点がござります。それからお答えいたします。十億ということを一応打出しましたが、十億程度の金で以て

法律は来年の四月から出発でございま
するから、現在借りておる金について
は、それまでにもうすつかり解決がつ
いて新たにこの長期の金を借りる。そ
ういうふうになるというふうに考えて
おります。

た、この振興会を作るのに必要であつたという最大要件の意味でおつしやつた意味と違ひやしないか。

○藤原道子君 私お伺いしたいことが
大体もう今までの質疑で尽きておるの
でござりますけれども、なおお伺いし
たいのは社会事業は非常に困つておる
と、これはどうしても必要とする、そ

10 of 10

今までどういう考え方を持つて来られたか、何が原因で社会事業がそこまで困つておるかといふ点について政府に……。「政府はおらん」と呼ぶ者あり。

○湯山勇君 先ほどから問題になつておりました貸付の償還ですね、これは今のようなこの実態の資料を頂いておるのでですが、これなどから考えておるのも、ひよつとすると貸倒れになるのではないかという心配が多分にあるわけです。償還できない場合はどうなさるわけでしょうか、民間社会福祉事業施設の財政状況という資料を見ますと、相当困難な模様です。

○衆議院議員(青柳一郎君) 償還できぬ場合には強制執行でもして取るかというようなことは考えておりません。すべて社会事業家の誠実を私どもは期待しております。現在九府県において行なつております。九府県におきましては殆んどそういう弊害はないというのが実情でござります。

○湯山勇君 私どもも実はこの社会事業の性質から考えまして、こういう質問は実はしたくないのですけれども、実際に全国の農業協同組合の共済ですね、これが当初はそういうやうな同じ信頼を持つて発足したはずなんです。ところが殆んど全国のどの農業共済も、まあ中にはスキヤンダル等もあるますけれども、とにかくどれもこれも赤字で弱つておると、それで動機は決して悪くないし、当然信頼されるべきものであつたとしても、こういう金銭に関しての貸借の法律を作る場合に、まあ相手を信用して貸倒れになるということはないだらうと言われます

けれども、実はこういう法規が必要であったのはその貸倒れになるか、今の短期で高利で借りておる、これで行つたら到底持たない、潰れるという実態に立つて作つて。従つてまあこれで仮りに融資しても融資が今おつしやつたよう十分できないわけです。希望だけはなくしてそれを査定しなくちやならぬ、或いは順位をつけると、順位をつけてからやつたほうがいいとしても残つたほうは倒れるかも知れないし、

又借りたところにしたところで十分な額は借りられない、やはり赤字の累積から遂に返すこともできないというような事態を一応想定に入れておかないと、事態が起つたときに困ると思います。そこでそういう場合はもうそのまま眼をつぶるおつもりなのか、どうでしようか。一応。

○衆議院議員(青柳一郎君) 例えばそとの二百万円借りたといたしますと、大体三年目か四年目においては二十二万円、五年目は十五万円、これがだんだん減つて参りまして、大体十二、三万円を毎年返せばいい、大体そういう実情でござります。そうして只今でも論議がございましたように委託費の問題などにつきまして、これはまあ先生が

われますが、これはやはり社会事業家に対するものでありますし、社会事業家の大部分ははじめなかたでありますから、何とか返させよう、こう思つております。それでも返せないときはどうかと、こういうふうに押されますと、私も実は困つてしまふのであります、これは返させるという方針で金を預つておるわけですから、何とか返させよう、こう思つております。

○湯山勇君 そういう場合にそれでは或るところは社会的な環境なり何なりによつて、そういう事態が起るかも知れない、併し社会事業団体は随分たくさんあるわけです。そうしてそれらの団体が同じような恩恵を受けるわけですから、ただ単にまあ返せなくなつたのがいろ／＼その不当な理由であると同時に共済といいますか、何といつて恩恵を受けた以上はお互ひがこれを助けて行くというような考え方方は、私はまあ社会事業の性質上必要じつしやいませんか。

○衆議院議員(青柳一郎君) まじめに経営して、まじめに償還にいそしんでおつても、どうしても返せないという場合、そういう場合につきましては、どうして振興会で以て金を貸すが、そういう点はお考へになつていらつしやいませんか。

○衆議院議員(青柳一郎君) お答えは非常にむずかしいのですが、責任はあるわけなんです。ただ併しその金を返す責任があるかと言ひますと、その金を返す責任については、何も規定しておません。従いまして毎年々々業務報告書も出来ましょし、その線に沿つて業務が行われました場合には、大臣が任命する。そうするとこの法案に、ほかの法人に比べまして、国家の監督を十分にいたしております。責任はあるわけなんです。ただ併しその金を返す責任があるかと言ひますと、その点が、そういう点はお考へになつていらつしやいませんか。

○衆議院議員(青柳一郎君) まじめに経営して、まじめに償還にいそしんでおつても、どうしても返せないという場合、そういう場合につきましては、どうして振興会で以て金を貸すが、共同募金の方法もあるのでございまして、そこあたりは実際に即してこう思つております。で、返さなければなりません。それで今の点は一応わ

かりましたので、まあそのときの責任についても考へておらないのでございまして、それはそのときにおいて考へなくてはならぬ問題じやないかと思つております。

○衆議院議員(青柳一郎君) これは借りた人が持つわけでござります。されどやそれで打ちります。

○湯山勇君 会のほうで査定しますね、だから貸した側には責任がないわけですか。つまり金は政府の金ですかね。その政府の金を預つておるわけですか。個人が持つわけですか。

○衆議院議員(青柳一郎君) その点に付いては考へておらないのでございませんが、この会が持つわけですか。借りたり言えれば監査はでまね、もつと第三者が適正に監査をすると、一応政府だつて、会計監査院という別な機関で監

査をしておる。こういうような制度をとつておかないと、私はかなり今のようない返せないという状態がかなり大きく予想される事態におきましては、問題があるのでないかと思うのです。

○衆議院議長(青柳一郎君) 監事についてはお尋ねでござりますが、監事は適當な人を大臣が任命する。それが第三者であるべきであるという点でござります。その点につきましては、又法執行の際に十分考えらるべき点であります。こう存じております。私どもいたしましては、第三者も入れたらよろしかろうと思ひます。又実際に社会事業を行なつてゐる人も入れたらよろしく。こう存じております。別に私は社会事業を行なつてゐる人でなければ監事になり得んではない。こう考えております。

○衆議院議員(青柳一郎君) 大臣が勝手に潰せるというお話をござりますが、これは大臣が勝手には潰せないとお尋ねしているわけです。
も大臣が任命するし、監事も大臣が任命する。命令をし、評議員も大臣が任命する。こういうふうになつていいわけです。それじゃや大臣の息のかかつてないのは、この役員には一人もないということになるわけです。大臣が、自分が勝手に潰そうと思えば勝手に潰せますし、大臣が勝手に特定の社会事業団体だけを助成しようと思えばそれもできる。
特定のものに融資しようと思えばそろいうことも可能である。従つて公平に運営されるためには、このようなシステムは問題ではないか。こういうことをお尋ねしているわけです。

思う（笑声）とどうことになつてゐる

○湯山勇君 勝手に潰せるという言葉は当然でございまして。思う（笑声）どちらなどになつていいのはかわつてゐるようですが、そういうことじやない。私のお尋ねしているのは、大臣の思う通りになるのじやないか。こういうことです。それを潰せると、どういふ言葉で言つただけで、大臣が、勝手に思う通りにやれるのじやないか、この体制は。そういうことです。

○衆議院議員（青柳一郎君） どうも、私は、大臣がむちやな人を任命するとは絶対思えないとして、それは世の中が見ても、中が見えていたから、世の中が見ても、適当な人を大臣が任命する。これをむちやくちやに解任することはできな。法律の限定がございますが、そういう場合のみしか解任することはできない。こうなつておりますから、余り御心配はないと存ります。

○湯山勇君 大臣の中にもいろいろな人がございまして（笑声）。国会の答弁でも御承知の通り。そこで私は心配しているんです。選舉違反なんかするような人が（笑声）自分の選舉に有利なようく運営しようと思えば、それも不可能じやない。こういうことは今の政府の構構、政党内閣の機構においては、政党の大蔵がオールマイティであるという機構においては、私は何党が政府を作つたにしても問題があるので、本的に考えての案ではございませんのやないかといふことをお尋ねしているわけです。

○衆議院議員（青柳一郎君） どんな人が大臣に出て、どんな無理をするかわからないといふ御質問でござりますが、我々としては、そういうことを根本的に考えての案ではございませんの

○高野一夫君 今の湯山さんのお話に、そういう心配は私どもはしておらないでござります。関連します。私は衆議院の青柳議員を伺いたいのですが、むしろこれは特殊法人なんだから、やはり役員というのではなく、大臣が任命することに特色があるので、それで若しもこれが大臣が任命しないような役員というような形をとるならば、財団法人とか社団法人とか何とかいうことになつて来る。そうするといふと、それに対する監督官庁が、徹底的に監督を発動することはできなく、そういうこともいろいろ考え併せますと、これはとにかくいろいろな話を出ようかと思われるで、やはりどうも会長、幹事まで任命するといふこともおかしいようなのですけれども、十分業務を監督するという立場から行けば、やはりこれでないといけないのじやないかと私は考えるのですが、又悪い大臣があつてこれをいろいろなことに悪用するといふような懸念も考えられないでもないかも知らんけれども、併しながら一定の官庁がそれぞの機関、局課があつてそれ／＼の責任を以て十分吟味してやるということになるわけですから、たつた一人がやるわけでもないから、まあやはり普通の場合よりは、比較的公平な人事ができるはりこの場合は私は大臣任命の役員ではないといけないのでないかと私は思うのですが、如何ですか。

については大臣の任命権を相当強く握り、おいたほうがよからう、こういうふうに規定しておられるということは私どもよく知つてゐる。ですからこの法律に反対という意味じやないけれども憲法精神に規定しておりますように、すべて国民はといふところで、政府の責任においてすべてのものをやらなければならぬということになつて、いるはずであります。ところが今日こういうどうな状態にしなければならないほど社会事業が苦境に陥つてゐるといふことの主たる原因、これを政府はどう考へ、それをどういふふうに対処しておいでになつたかといふことなどについて一つお伺いしたい。

○政府委員(安田巖君)　社会事業施設と申しましてもいろいろ～ございまして、先ほどからお話をありましたように政府がやるべき仕事を民間に委託したといふのが、保護施設或いは児童施設もそうでありまして、これにつきましてはとにかくいろいろ～御意見はあるまいけれども、多額の事務費が流れておりますし、或いはいろいろ～補助金をもらつておりますから、不自由ではございましようけれども、戦前から比べれば、まあ幾らかいいのじやないかといふようなことも私は考えてゐるわけです。それからそのほか、そういう施設でなくて出ておりますのは、これは純然たる民間の施設として御經營になつてゐるわけでござります。これに対しましては先ほどから御議論がありましたが、いかにも制限がござるわけです。それからそのほか、そちらに對しましては先ほどから御議論があつた通りであります。

いまして、それに対しても國から特別補助が出せないというような状況になつてゐるわけでありまして、前者に対しましては私ども、先ほど山下委員にお詫申上げましたように、本法律案においても、数年来実は社会事業大会等においては決議事項になつておつたのであります。ですが、いろいろな事情で今まで陽の目を見るまでに至つてなかつたのであります。今日これが成立いたしましたならば、私は社会事業施設は非常に喜ぶだらうと願います。

○藤原道子君 私は施設が喜ぶとか喜ばないということをお伺いしているのじやなくて、そこまで困窮するまでに政府はどういうふうな措置をせられ、どういうふうな考えをもつてこれに対処して来られたかということをお聞きしているのです。ですから、むろん金庫法ができることは、社会事業大会において毎年々々このことが決議され要望されていることは私も承知しているので、これは非常に結構なことだと思います。けれども今の委託費とかその他の問題について、今の眼鏡でよろしく努力をいたしたいと思います。いと政府はお考えになつておいでですか。

○政府委員(安田巖君) 委託事務費につきましては二十八年度においても若干引上げ得たでござりますけれども、今後も一つできるだけ引上げるよう努めたいと存思ります。

○藤原道子君 私はこういう法律がきると政府が社会事業に対してまあ少し責任逃れのようになつてしまつて、その点非常に困るじゃないかという気もするのです。そういうことのないよ

うに十分、社会事業は当然政府がやるべき仕事をこういふ人たちに委託し、そうして御苦労をかけているのでござりますから、これは十分に政府も懇意を入れてもらわなければ困ると思います。このことは切に要望しておきま

す。それから今一つは社会福祉事業の団体の面において、先ほど山下さんが非常に心配していらっしゃった通りにいろいろな団体があるのですね。この間の調整というようなものがこれで本当にスムーズに行くのか、私その点は余り考へて行かなければ、却つて問題が起るのじやないかと、どうやうに非常に心配しております。そこでこれは発議者にお伺いしたいのですが、どうぞ、この法案を作りますまでに、どうやうに打合せ等もできるのでございましょうかといふことが一つと、今一つはこれは又会長とかなんとかいうものになりますが、これに対しても先ほど山下さんもお聞きになつたうそでござりますけれども、今一度お伺いしたいのでございますが、どういう人を予定せられてゐるのございましようか。私はこの頃どうもいろいろ古手がいろいろなところへ頑張るような法律がたくさん出るので心配なんですよ。それが起るのじやないか、こう考えております。併し大臣に聞かなければわからんという声もござりますけれども、併しこれはこの法律を作らうとしたのはあなたのはうでござりますから、どういうふうに予定しておいでになると、

い、こう存じております。
それから社会福祉事業、社会福祉協議会並びに共同募金等の関係は、先ほど山下先生からも御心配ございましたが、その点は十分に実際面において留意をしなければならない点でございまして、今から我々も勿論心配しておりますが、当局者におきまして、いろいろと苦慮を巡らしていることと聞く私は信じております。

○中山謹彦君 質疑も大体終つたよう

でござりますから、討論を省略して直ちに採決される動議を提出いたしま

す。

○柳原亨君 今の中山委員の動議に賛成します。

○委員長(堂森芳夫君) 只今の中山君

の動議に御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(堂森芳夫君) 御異議ないも

と認めます。

○委員長(堂森芳夫君) 暫時休憩いたします。

午後五時二十一分休憩

午後七時十八分開会

○委員長(堂森芳夫君) 委員会を開いたします。

社会保険審査官及び社会保険審査会

法案を議題といたします。質疑を願います。

○湯山勇君 すでに本法案につきま

しては前国会において衆議院では審査を

いたしました。

社会保険審査官及び社会保険審査会

法案を議題といたします。質疑を願

ります。

○湯山勇君 すでに本法案につきま

しては前国会において衆議院では審査を

いたしました。

社会保険審査官及び社会保険審査会

法案を議題といたします。質疑を願

ります。

○委員長(堂森芳夫君) 全会一致でござります。

よつて本法案は衆議院送付

しめました。それから委員長が議院に提出する報告書には多数意見者の署名を

付することになつておりますから、本

い、これによつて相当性格が變つて来ると思ひます。

○衆議院議員(青柳一郎君) 会長以下

の役員の人事につきましては私は全然

白紙でござります。

この振興会の性格

をよく厚生当局で認識して頂きました

て、大臣の良識によつて判断を願いた

い、こう存じております。

それから社会福祉事業、社会福祉協

議会並びに共同募金等の関係は、先ほ

ど山下先生からも御心配ございました

が、その点は十分に実際面において留

意をしなければならない点でございま

して、今から我々も勿論心配しておりますが、當局者におきまして、いろいろと苦慮を巡らしていることと聞く私は信じております。

○中山謹彦君 質疑も大体終つたよう

でござりますから、討論を省略して直ちに採決される動議を提出いたしま

す。

○柳原亨君 今の中山委員の動議に賛成します。

○委員長(堂森芳夫君) 署名済ればございませんか。署名済れないものと認めます。なお本会議における委員長の口頭報告については、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(堂森芳夫君) 御異議ないも

と認めます。

○委員長(堂森芳夫君) 暫時休憩いたします。

午後五時二十一分休憩

午後七時十八分開会

○委員長(堂森芳夫君) 委員会を開いたします。

社会保険審査官及び社会保険審査会

法案を議題といたします。質疑を願

ります。

○湯山勇君 すでに本法案につきま

しては前国会において衆議院では審査を

いたしました。

社会保険審査官及び社会保険審査会

法案を議題といたします。質疑を願

ります。

○委員長(堂森芳夫君) 全会一致でござ

ります。

よつて本法案は衆議院送付

しめました。それから委員長が議院に提出する報告書には多数意見者の署名を

付することになつておりますから、本

い、これによつて相当性格が變つて来ると思ひます。

○衆議院議員(青柳一郎君) 会長以下

の役員の人事につきましては私は全然

白紙でござります。

この振興会の性格

をよく厚生当局で認識して頂きました

て、大臣の良識によつて判断を願いた

い、こう存じております。

それから社会福祉事業、社会福祉協

議会並びに共同募金等の関係は、先ほ

ど山下先生からも御心配ございました

が、その点は十分に実際面において留

意をしなければならない点でございま

して、今から我々も勿論心配しておりますが、當局者におきまして、いろいろと苦慮を巡らしていることと聞く私は信じております。

○中山謹彦君 質疑も大体終つたよう

でござりますから、討論を省略して直ちに採決される動議を提出いたしま

す。

○柳原亨君 今の中山委員の動議に賛成します。

○委員長(堂森芳夫君) 署名済ればございませんか。署名済れないものと認めます。なお本会議における委員長の口頭報告については、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(堂森芳夫君) 御異議ないも

と認めます。

○委員長(堂森芳夫君) 暫時休憩いたします。

午後五時二十一分休憩

午後七時十八分開会

○委員長(堂森芳夫君) 委員会を開いたします。

社会保険審査官及び社会保険審査会

法案を議題といたします。質疑を願

ります。

○湯山勇君 すでに本法案につきま

しては前国会において衆議院では審査を

いたしました。

社会保険審査官及び社会保険審査会

法案を議題といたします。質疑を願

ります。

○委員長(堂森芳夫君) 全会一致でござ

ります。

よつて本法案は衆議院送付

しめました。それから委員長が議院に提出する報告書には多数意見者の署名を

付することになつておりますから、本

い、これによつて相当性格が變つて来ると思ひます。

○衆議院議員(青柳一郎君) 会長以下

の役員の人事につきましては私は全然

白紙でござります。

この振興会の性格

をよく厚生当局で認識して頂きました

て、大臣の良識によつて判断を願いた

い、こう存じております。

○中山謹彦君 質疑も大体終つたよう

でござりますから、討論を省略して直ちに採決される動議を提出いたしま

す。

○柳原亨君 今の中山委員の動議に賛成します。

○委員長(堂森芳夫君) 署名済ればございませんか。署名済れないものと認めます。なお本会議における委員長の口頭報告については、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(堂森芳夫君) 御異議ないも

と認めます。

○委員長(堂森芳夫君) 暫時休憩いたします。

午後五時二十一分休憩

午後七時十八分開会

○委員長(堂森芳夫君) 委員会を開いたします。

社会保険審査官及び社会保険審査会

法案を議題といたします。質疑を願

ります。

○湯山勇君 すでに本法案につきま

しては前国会において衆議院では審査を

いたしました。

社会保険審査官及び社会保険審査会

法案を議題といたします。質疑を願

ります。

○委員長(堂森芳夫君) 全会一致でござ

ります。

よつて本法案は衆議院送付

しめました。それから委員長が議院に提出する報告書には多数意見者の署名を

付することになつておりますから、本

い、これによつて相当性格が變つて来ると思ひます。

○衆議院議員(青柳一郎君) 会長以下

の役員の人事につきましては私は全然

白紙でござります。

この振興会の性格

をよく厚生当局で認識して頂きました

て、大臣の良識によつて判断を願いた

い、こう存じております。

○中山謹彦君 質疑も大体終つたよう

でござりますから、討論を省略して直ちに採決される動議を提出いたしま

す。

○柳原亨君 今の中山委員の動議に賛成します。

○委員長(堂森芳夫君) 署名済ればございませんか。署名済れないものと認めます。なお本会議における委員長の口頭報告については、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(堂森芳夫君) 御異議ないも

と認めます。

○委員長(堂森芳夫君) 暫時休憩いたします。

午後五時二十一分休憩

午後七時十八分開会

○委員長(堂森芳夫君) 委員会を開いたします。

社会保険審査官及び社会保険審査会

法案を議題といたします。質疑を願

ります。

○湯山勇君 すでに本法案につきま

しては前国会において衆議院では審査を

いたしました。

社会保険審査官及び社会保険審査会

法案を議題といたします。質疑を願

ります。

○委員長(堂森芳夫君) 全会一致でござ

ります。

よつて本法案は衆議院送付

しめました。それから委員長が議院に提出する報告書には多数意見者の署名を

付することになつておりますから、本

い、これによつて相当性格が變つて来ると思ひます。

○衆議院議員(青柳一郎君) 会長以下

の役員の人事につきましては私は全然

白紙でござります。

この振興会の性格

をよく厚生当局で認識して頂きました

て、大臣の良識によつて判断を願いた

い、こう存じております。

○中山謹彦君 質疑も大体終つたよう

でござりますから、討論を省略して直ちに採決される動議を提出いたしま

す。

○柳原亨君 今の中山委員の動議に賛成します。

○委員長(堂森芳夫君) 署名済ればございませんか。署名済れないものと認めます。なお本会議における委員長の口頭報告については、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(堂森芳夫君) 御異議ないも

と認めます。

○委員長(堂森芳夫君) 暫時休憩いたします。

午後五時二十一分休憩

午後七時十八分開会

○委員長(堂森芳夫君) 委員会を開いたします。

社会保険審査官及び社会保険審査会

法案を議題といたします。質疑を願

ります。

○湯山勇君 すでに本法案につきま

しては前国会において衆議院では審査を

いたしました。

社会保険審査官及び社会保険審査会

法案を議題といたします。質疑を願

ります。

○委員長(堂森芳夫君) 全会一致でござ

ります。

よつて本法案は衆議院送付

しめました。それから委員長が議院に提出する報告書には多数意見者の署名を

付することになつておりますから、本

い、これによつて相当性格が變つて来ると思ひます。

○衆議院議員(青柳一郎君) 会長以下

の役員の人事につきましては私は全然

合を開つて、大体御都合のいいときに本務を持つておられます関係上、いつもいろいろは都合が悪いというようななかで大変な仕事でございまして、それく検査会成立に必要な人員が満たされないということがしばらざります。折角予定したもののが又流れたりするような事態も生じて参りまして、なかなか思うように開催ができなかつたのでござります。最近はそういう事情でありますので、委員のかたの御了解を得て、毎月二回ずつ定期例日をきめましてお集まりを頂くようにしております。ここ一、二カ月のところは大体その申合せのように一應順調に参つておるのであります。これも長い間にはどうなるか問題だと思うのであります。而も一方におきまして、資料を差上げてござりまするよう、社会保険に関する不服申立の件数は年々激増の傾向にございまして、昭和二十五年度が三十九件でございましたのが、二十六年度には八十件に、二倍半ぐらいたなりました。昭和二十七年度は一躍百八十三件と、いうような、逐年激増の途を辿つておるのでござります。それは現状のまま、その通りでございます。それが、本日委員会で御可決頂きました日雇労働者の健康保険制度が又新らしくできて参る。更に又私どもとしては、この検査会法で改正をお願いしておるのであります。実は現在は保険給付に対する不服申立だけが、被保険者としてはものが言えるのであります。ところがこれはなかなか出て参る。そのため最小限九名の審査会成立に必要な人員が満たされないといふことは都合が悪いというようななかで、それでございまして、それく

被保険者資格でありますとか、或いは標準報酬の決定につきましては、只今この制度では不服申立ができない、具体的に給付の問題が発生して、それに絡んでのこととありますと、不服があつても、現在は申立ができないようなことになつております。これは厚生年金保険のように長期保険の場合には、十年も十五年も遡つて、資格があつたかどうか、標準報酬がどうであつたかといふような調査をいたさなければなりませんので、大変実は片手落ちになつておるのでござります。そこで取りあえずこの制度の改正の案の中につきましては、今日この法律の改正と同時に、不服申立の途を開くように考えております。被保険者資格の問題は、近い将来に年金制度の改正を考えておりますので、その際一括して改正をお願いするようなつもりでるのでござります。なおそのほかにもまだいろいろ検討をしなければならない、つまり不服申立の範囲を拡げて行くほうが、被保険者の利益のために適当であると考えられるような事項もございます。こうしたことから考えて参りまするときには、この審査申立の件数というのではなくて現状を以てとどまるところではなくて、ます／＼これは増加して参ることが予想せられるわけでござります。ところが先ほど申上げたような状況でございまして、今日現状を申上げますと、本年の三月末現在で百五十一件の未処理件数があるのでござります。これは現状で、かような状態で、丁度一年前の審査申立が今日初めて審査会で審査をされ、採決なされておるというような現状でございます。これは今申上げ

たような申立審査の拡張、或いは新らしい制度の新設等によりまして、ますますこの傾向は激しくなるだらう、こういうことが考えられるわけでござります。そこで私どもとしては、勿論現在の制度の下において能率を上げますように、随分事務的には先ほど申上げたようなことで、表に現われません努力をして参つたつもりでございますが、何分にもかような現状でござりますので、これはやはり裁判と同じよううに、専任の審査官がかかりきりでこの問題の処理に当つて頂くほうが、能率の上から、又被保険者利益の保護の上から妥当であろうというような考え方になりました次第であります。これが審査会の改組をしようというようなことになりました根本的な理由でござります。同時に又今日審査会委員のかたゞには非常にお骨折りを頂いておるのでございまするが、それにいたしましても、現在の審査制度につきましては、手続規定が必ずしも完全ではありませんのでございませんので、証人の聴聞或いは鑑定人の尋問等、いろいろな点につきましても、しつかりした根拠のないような状態であります。裁判の制度に倣いまして、審査手続につきましてはつきりとした規定を設け、公平な審理ができるような基礎を与えるとともに必要だと考えまして、そういうような意味も含めまして、制度の改正をいたそうとえたものでござります。三者構成である現在の制度を改組いたしますのに、今申しただけのことでは勿論不十分でござりますので、この点につきましては、社会保険審議の際の御意見も私どもとしては取入れまし、実質的には三者構成の形が残るよ

うに、労使双方のかたどり、この法律では利益代表という言葉で呼んでおりませんが、そういう従来と同じような目的的な委員会を設けまして、各団体の推薦によって厚生大臣にお願いをするというような制度を設けまして、そのかたぐるに被保険者又は事業主のそれぞれの利益を代表し、それを弁護するような機能を果して頂き、そういううどによつて、従来の三者構成の実質的な目的をできるだけこの制度の上に籠込もうというふうにいたしたものでござります。少し御質問と外れた点までも触れましたけれども、以上が大体この制度を私どもが考へるに至りました事情でございます。

議があるといえど、直ちにとがくそれを放棄して行く。こういう責任はつて承諾しておるのですから、私は、の制度の改正でなくして、今まで御心なさつておられるし、その御苦心一応功を奏して、こと一、二ヶ月は順調に会が持たれていくとうやうな、そういうことをも併せ考えれば、運用によつて審査の能率を上げて行くということは可能ではないかということを感じるのですが、これは如何でしょか。

○政府委員(久下勝次君) 実はそれとの点につきましても、私どもとしては十分考へたつもりでござります。従来確かに或る月は完全開催がされなかつたという月がときどきございましたし、或いは又一回だけ開催されたような事情がございました。これは併しもつぱら私どもとしては、従来からずつと月二回は開きたいという方針で御連絡書上げながら、委員のかたゞの御都合が合わなくて、或いは散会になり、或いは最初から開催がされないといふことのためにこういう結果になつておるようでございます。もう一つは、実はそういうことでお集まり頂きます委員のかたゞに、今お話をございましたが、一時間とか二時間ではございませんで、大体もう半日はこのことのため費して頂いておる実情でございました。併し非常に熱心におやりを願つておるのでありますけれども、何分時折出て来られるような関係もござります。これは私どもの考え方といたしまして、実は實質的な書類審理等のことにつきましては、私どものほうの事務当局のものは相当なお手伝いを実際にせざるを得ないようなことでござります。

ましては、公正な審査に当り採決をいたします人が人が公正な判断をいたしましたためには、やはり自分から調書を調べ、証人をを聴問し、或いは場合によつては現場に出で行つていろいろ調査をするといふようなどころまで行きまして、初めて裁判所と同じような公正な審査ができるのではないかと思つておられます。何分にも本務を持つておられますかたへもあります。関係上、それらの点にまでお願いをするところに相当な無理がござります。私どもは専任の審査官を設けたいというような考え方は、一つには実はそういう点も考えておるのでござります。能率の点の点ではございません。能率を上げつつ、而も内容的にできるだけ公正に、本当に採決に当ります審査員が責任を以て、自信を以て採決ができるようにして、そのためにには結局これはそのことにかかりきりの専任のかたをお願いする以外には途がないであらうといふようななところまで考え方して、かような制度を作つたものでござります。

○湯山勇君 それは事務処理の問題でござりますから、この点につきましては、いろいろへこうしたらどうか、あしたらどうかといふ意見がござります。併しそれは非常にこまかくなりますが、併しそれは非常にこまかくなりますが、結構論的申しまして、今のようく委員の集まりがよくて、そうして置いて、あとからなおこまかい問題についてお聞きしたいと思うのですが、結局結論的に申しまして、今のよ

○湯山勇君 大体私のほうで調べました
たのも、一回に大体五件程度というよ
うな値が出ておるわけです。そこで
問題は今おつしやつたようなことども
やりまして四件乃至五件程度でござい
ます。

○政府委員(久下勝次君) 処理件数に
つきましては、二十五年の四月から本
年の三月末までの資料をすつとお手許
に差上げてござりまするから、正確に
はこれを御覧を頂ければいいと思ひます
るが、これは実は非常に差がございま
るのは、不服申立の事件が、極めて近
い傾向といたしましては、特に被保
険者の給付に対する不服申立が大体主
なものでございますが、それで普通の
案件でござりますると、半日みつちり
りまして、到達いたしました結論は、
先ほど来申上げておりまするよらない
いろいろな要素も含めまして、ただ単に
もが従来長い間この制度を運用して參
りまして、到達いたしました結論は、
いろいろな点から考え合せましてどうい
う制度に変えることはこのほうとかなり
適当であらうと考えておるものでござ
ります。現在の制度で私どもの考え方
方では、これ以上に能率を上げて頂く
ことは全然不可能とは申しません。お
のづからこれは限度があることではな
いかといふふうに判断をしておるので
ござります。

と別にあって、係の内容が極めて複雑である。ここに挙げられておりする健康保険、それから日雇労働者の健康保険、本日上りましたが、船員保険或いは厚生年金保険、これらの内容がすべて違っている。そして而も健康保険にいたしましても、今度又変わることが予想されるわけです。日雇の健康保険にいたしましても、本日附帯議論がなされまして、これも当然変わることで運命にある。船員保険はそういう附帯決議がなかつたから、今のまま行くべいたしましても、厚生年金保険はもうすでに近く変わるということが確定規定されている、こういう保険が今のよき発達段階にありますては、次々かかれていくことは、これはいたしかねないといふべきです。そういうことにあつて、解決のしにくく問題があるのがこういう検査に当るといふことは、これはなかなかむずかしい問題だ。人だつて一々の法を腹に入れるときもむずかしいと思うのです。そういう方がどういう検査に当るといふことは、当然であると思います。又同時にねがどういうふうにぐるぐる變つて行きますから、異議の申立ても果して本年の異議かどうか、例えば今私は実際の例を持合せておりませんけれども、日雇労働者の人が健康保険ではあるが給付をもらつているから、これもあらえるだらうと思つて申請するとか、武いは健康保険の人が、日雇の人はもちろんれないから、それを見て、これはもうえないのであるといつたことで放つて、と思うのです。ですから、法の趣旨の

先決問題だと思います。

第二は、審査に当る人たちにその内容をよく理解してもらわなければなりません。そのためには以前から随分問題になりましたが、どうぞよろしくお手伝いください。

第三は、船員保険では又違つて、こういうような法律の立て方を度整理いたしました。どの法律ももと単純に、そうしてもつと簡素にすることがなされない限り、私はこの制度をどんなに変えて、変えて行って専門家がこれの審査に当るというようになつてしまつた場合には、それはもうやこういう審査会としての役目をするものではなくて、例えば厚生省の役のかたに、これはどうですかと言つて聞いて来たときに、それはどうとうような単なる事務的な処理しかでない、そういう苦情の処理とか、不必要な扱いに対する処理ではなくて、単に事務的な処理しかできないものになってしまふのではないか、そなります。場合には、折角民主的に考へられましたら、やられた人は取りつく島がない、どこでも慎重審議してもらうことなく裕りがなくなつてしまふ。更に又そういう点について先ほど局長は、こには事業主の代表や、それから被保険者の代表が来て参加することができれば、この人たちがつて専門家ではありませんから、結局事実について審議するといふよりも、法的な解釈がどう

聞くだけであつて、結局本当の審議がなされない。まことにこの制度で行きますと、どうも被保険者の代表や事業主の代表は単に意見を述べるだけであつて、審査の決定には参加できないようになつておるのではないかといふようになつておるのではないかと思うのです。意見を述べるだけであつて、それが折角総理大臣が法を以て作った社会保障制度審議会のの權威ある意見でさえも現在は全く無視されておる。どの保険にいたしましても、あるいはこの法案自体についても、あれほど權威を持つ社会保障制度審議会の答申さえも無視してこのような法律が出て来ておる、こういう今日までの実態から考えますと、今局長は三者構成の趣旨は残しておくとおつしやいましたけれども、それはただ文章の上では、法の上で残つておるだけであつて、その精神といふものは全く壊れてしまつておる。実質的には全くそういう状態に置かれるのではないというふうに審議が遅れておるといふことの責任は政府側にあるし、或いは法案の不統一な状態にある、それから三者構成といふけれども、そのことについては全く信頼がおけないのではないかということを心配しておるわけですが、それらの点について御説明を頂きたいと思います。

10. The following table shows the number of hours worked by each employee in a company.

の通りであります。併しその程度の問題につきましては、実は地方の各府県においておる社会保険審査官がその辺の問題についての説明なり或いは相談なりには十分その機能を果しておるわけでもあります。地方の審査官は中央審査官と違いまして、又これに十数倍の件数の審査をいたしておりますのでござりますが、これもお手許に資料で差上げてござりまするが、それにまだ数倍する相談を受けておるのでございまして、そういう際に十分被保険者に対たしまして現在の制度の実態を御説明をいたしまして、いろいろ御不服のありました場合にも説明によつて正式な不服申立て至らないで御納得を頂いた場合も多々あるのでござります。それでもなお不服を申立てて参りますものは、お手許に差上げてある地方の各審査官の審査件数でございます。従いまして今直接問題になつております中央の審査会に出て参りますものは、一度地方の審査官の手を経たものでありますので、比較的最初に御懸念のよくな思想の不徹底というような問題は、直接の問題は私はないよう思うでござります。この点につきましてはなお今後とも地方の審査官制度といふの、或いは出先の審査官のみならず、社会保険の担当官に対しましては、こういう点につきまして十分親切に被保險者のかたぐれを指導し、或いは御相談に応ずるようだつするつもりでござります。

が最初申上げた利益代表者、つまり勞使双方からの代表の委員のかたぐらが、被保險者及び事業主のかた、それぞれの弁護的な機能を果して来、必要があれば証人の喚問を要求をし、或いは鑑定人の審問を要求するというようになりますので、私はそれのみでも十分從来実質的には三者構成の機能を果し得るとしておるものでありまするが、その上に更に申し加えたいと思ひまするのは、衆議院の厚生委員会におきまして本法が可決されましたときに、附帯決議がございました。その内容は三人の審査委員を任命いたしました場合には、労使双方の委員の意見を徵するようになつて、こういうよろづ附帯決議がござります。この点は実は私どもとしてはすでに社会保険審議会で本制度が審議せられます際に、厚生省の立場におきましてそういうお約束を委員のかたがたにしているのでござります。これは結局審査委員に任命されまするかたは事前に労使双方の意見を聞き、その意見を十分加味されたかたに任命されるということになります。而も任命されましたあとは実質的には現在の審査会と同様に、労使双方の代表のかたににおいてを顧つて一緒になつて審議をして行くわけでござりまするから、任命の際にそういうよろづ附帯決議が何と申しますか、制約と申しますかはあると同時に、又そういうことのため日常仕事をして参りまする上におきましても私は十分にその辺の利益をは行わるものと期待しております。従いまして私は結果的に申上げれ

ば、そういうような条件もござりまするので、審査委員が利益代表として出でておられるかたゞの意見を無視して、それと正反対な裁決をするというようなことは余はどのことがなければできないというふうに考えておるのでございます。

○湯山男君 地方の審査官について今御説明がありましたけれども、地方の審査官も十分に各法案の内容を理解はしていないと思うのです。というの私は私が手がけた一、二の例でございますけれども、地方の審査官から却下される、ところがその却下された理由がよくわからない、更に又そういうことがわからぬいために泣き寝入りになります。そして、私どもが気がついてそれはやつたらいといふときにはすでに六十日の期限が切れているというよな例もあつたわけです。私が知つている例が幾つかありますから、全国的には相当たくさんのそういう例があるのじやないかといふことも考え方られます。そういう状態ですから、やはり問題は法案が余りにも複雑多岐であるといふところに、一つの大いき要素があるのではないかということを考えられるわけでございますが、更に又今の御説明では、三者構成ということは尊重しなくちやならないといふことはおつしやつておられるのですから、むしろ三者構成ということを中心にして、その主なもの上に立つて崩壊性を行なつて、能率が上るような方法とどうな考え方のほうがいいのではないか、つまり三者構成を崩して能率の上の方法を先に考えて、それへ三者構成を加味するというよりも、むしろ三者構成といふ原則は崩さないで、そしてその三者構

成の原則の上に立つて、能率の上の立派な方法といふものを考えて行かれるのが妥当ではないかというふうに考えられますが、これらの点についてはどのようにお考えでしようか。

○政府委員(久下勝次君) 最初の、前段のお話につきましては確かに審査官も万能でもございませんし、又まだまことに私ども指導を要するものがあると思いますから、御注意の点につきましては、毎年講習会を開いておりますけれども、十分教育を徹底して参りたいと思います。一方又被保険者に対しても保険に対する理解を深め、泣き寝入りにならないよう指導するということも必要でございます。こういう点につきましても、別途の方法で漸次これは指導の徹底を期するようにしておるつもりでございます。

それがらあとのほうのお話でござりますが、これは或いは見解の相違によるのかも知れませんけれども、私どものほうといいたしましては、現在の制度をそのまま残していくことでありましたは、先ほど來くだへ申上げてあるような意味で、保険者の利益、権利保護ということに結局副い得ない憾みがある、こういうことを考えたのであります。結局三者構成と、そういうような被保険者の権利保護、迅速に公正に被保険者の要求に応えて差上げるというような目的を達しますという考え方をしまして、結局両者を調和いたしました考え方ですが、私どもとしては現在のこの御審議をお願い申上げてある法案の内容であると、こういうふうに理解をしておるものでござります。

○湯山勝君 今のことばは丁度私が申上げたことの逆のお話があつたわけなんですね。つまり現行制度ではないといふことは、これは今のように考へられていいと思うのです。ただその現行制度を改めて行く場合に、いずれの保険にいたしましても、大部分は事業主と被保険者の結局保険料によつて運営されたい。で、これはもう保険であります以上、そういう性格は基底をなす性格だと思うのです。そこでその性格を変えないで、現行法は今おつしやる上に不備だから、そうして本当に被保険者のためにならぬから、三者構成を崩すの原則は崩さない原則の上に立つて改正をして行くことならば、私は或いはその内容によつては賛成できると思うのです。併し現行法でいかないからというので、その責任を全部三者構成に持つて行く、三者構成を崩すというところに問題があるわけなんですから、もう一度今の点、制度を改正してはならないということを申上げているのじやなくて、改正する場合に三者構成ということを原則的に入れて、その上に立つて改正するということは考えられないかということをお答え頂きたいと思うのです。

どもいたしまして、ここに至りままでには決して三者構成の理念といふものを無視しようとして、かつたものではないであります。結局は両者の調和の上に立ちせんと、類極的目的を達することができないというふうに考え、その検討をいたしました結果が、かような結論になつたわけであります。その間にいろいろ途があるのじやないかというお話のようございりますが、私どもの検討いたしましたところでは、どうもこれ以上にいい考え方浮ばないです。

○湯山勇君 もう時間が余りございませんから、私大変急いで結論的なことからお願ひいたしたいと思います。三者構成と、能率を上げて行くといふことが相反するということを結論的に指摘されましたが、若しそういう立場でお考えになつたとすれば、私は非常に問題だと思うのです。つまり局長のおつしやることとは三者構成だとそれと三者構成とは相反する、こういう方の意見がまとまりにくく、だから能率が上らない、能率を上げるといふことは非常に問題が大きいと思う。審査会はこの被保険者の異議申立てに対してそれ／＼の立場からそれ／＼の立場を保護するための討論が十分に行われて、時間がかかるといふことよりも、つまりですね、能率が上がるといふことよりも、それ／＼の立場においてそれ／＼の立場を保護して、そうして第三者という中立の委員のかたがいづれ、その検討をいたしました結果が、かのような結論になつたわけであります。その間にいろいろ途があるのじやないかというお話のようございりますが、私どもの検討いたしましたところでは、どうもこれ以上にいい考え方浮ばないです。

○湯山勇君 もう時間が余りございませんから、私大変急いで結論的なことからお願ひいたしたいと思います。三者構成と、能率を上げて行くといふことが相反するということを結論的に指

これが妥当であるかということを慎重に決定するところにこの審査会の使命があります。ただ単に能率を上げるためには決して三者構成を崩すとあります。その間にいろいろ途があるのじやないかというお話のようございりますが、私どもの検討いたしましたところでは、どうもこれ以上にいい考え方浮ばないです。

○湯山勇君 もう時間が余りございませんから、私大変急いで結論的なことからお願ひいたしたいと思います。三者構成と、能率を上げて行くといふことが相反するということを結論的に指

それが妥当であるかということを慎重に決定するところにこの審査会の使命があります。ただ単に能率を上げるためには決して三者構成を崩すとあります。その間にいろいろ途があるのじやないかというお話のようございりますが、私どもの検討いたしましたところでは、どうもこれ以上にいい考え方浮ばないです。

○委員長(堂森芳夫君) ちょっとと速記をとめて「下さい」。

〔速記中止〕

○委員長(堂森芳夫君) 速記を始めて下さい。

次に社会保険制度に関する調査についてお諮りいたします。この調査は、議長の承認を得て調査を進行中でございましたが、今期国会開会中には調査が完了いたしませんので、未了報告書を提出することとし、その手続などは委員長に御一任願いたいと存じます。

○委員長(堂森芳夫君) 私は実はさうには決して申したつもりはないのですが、三者構成であろうと、今までの制度でありまして、それ／＼労働者或いは事業主を代表するかたがそれを／＼の利益を擁護するために主張をされる、これは現行制度でも、新らしい制度に変わらないと思います。私はそのため能率が落ちることを問題にするのではなく、問題にしましたのは先ほど申しましたように、現在お頼いしております委員のかた／＼はそれ／＼他に本務を持つておられる非常勤の委員であるといふところに問題をおいております。これが専任の審査員になりますれば、この点につきましては、そういう非常勤と常勤というようなことにおいて能率の問題を考えたつもりでござります。

○委員長(堂森芳夫君) 次に社会保障制度に関する調査は、今期国会閉会後も継続調査を必要といたしますので、議長宛て継続調査要求書を提出いたしましたが、湯山先生は何かこういう方法ならば三者構成を崩さないといふと存じます。その文書、手続等は委員長に御一任願いたいと存じます

るという具体的方法をお考えならば、

が、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(堂森芳夫君) 御異議ないも

のと認めます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(堂森芳夫君) 開会中において、厚生行政施策の実施状況を観察するため、議員派遣要求書を議長宛て提出いたしたいと存じます。

○委員長(堂森芳夫君) 観察地、期日、派遣議員の人選及び手続等は委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(堂森芳夫君) 提出することとし、その手続などは委員長に御一任願いたいと存じます。

○委員長(堂森芳夫君) まず御異議ございませんか。

○委員長(堂森芳夫君) 完了いたしませんので、未了報告書を提出することとし、その手續などは委員長に御一任願いたいと存じます。

○委員長(堂森芳夫君) まず御異議ございませんか。